

2014.04.15 : 平成26年 企画総務委員会 本文
(232発言中0件ヒット)

▼最初の箇所へ(全 0 箇所) / ダウンロード

○委員長
ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

○委員長
初めに、理事者のご挨拶をお願いいたします。

○総務部長
皆様、おはようございます。平成26年度に入りまして、初めての企画総務委員会でございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
さて、本日の議題でございますけれども、継続審査となっております陳情が1件、所管事項が1件でございます。
また、4月に職員の人事異動がございましたので、後であわせてご報告を申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員長
次に、本日の委員会は新年度最初の委員会になりますので、新任部課長の紹介をお願いいたします。

○政策経営部長
おはようございます。それでは、本年4月1日付けの定期人事異動及び組織改正に伴います政策経営部の転入等について、私のほうからご紹介させていただきます。
まず最初に、政策企画課長、有馬潤でございます。

○政策企画課長
有馬と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○政策経営部長
次に、経営改革推進課長、篠田聡でございます。

○経営改革推進課長
篠田です。よろしくお願い致します。

○政策経営部長
続きまして、財政課長、林栄喜でございます。

○財政課長
林でございます。よろしくお願い致します。

○政策経営部長
次に、広聴広報課長、三浦康之でございます。

○広聴広報課長
三浦でございます。よろしくお願い致します。

○政策経営部長
引き続きまして、IT推進課長、山田節美でございます。

○IT推進課長
山田です。よろしくお願い致します。

○政策経営部長
次に、男女社会参画課長、藤田真佐子でございます。

○男女社会参画課長
藤田でございます。よろしくお願い致します。

○政策経営部長
最後に、いたばし魅力発信担当課長、関俊介でございます。

○いたばし魅力発信担当課長

甲第 89-号証

関でございます。よろしくお願いいたします。

○政策経営部長

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○施設管理担当部長

それでは、施設管理担当部の紹介をさせていただきます。
まず、施設管理担当部参事、庁舎管理・建設課長事務取扱の堺由隆でございます。

○庁舎管理・建設課長事務取扱施設管理担当部参事

堺でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○施設管理担当部長

続きまして、施設管理担当部の副参事でございます。副参事、田島健でございます。

○庁舎南館改築担当施設管理担当部副参事

田島でございます。よろしくお願いいたします。

○施設管理担当部長

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長

それでは、私のほうから続きまして総務部及び行政委員会関係の昇任及び転入職員をご紹介させていただきます。
まず初めに、総務部でございます。総務課長、菅野祐二でございます。

○課税課長

菅野でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長

契約管財課長の事務を取り扱います総務部参事の七島晴仁でございます。

○契約管財課長事務取扱総務部参事

七島でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長

次に、納税課長、矢野正でございます。

○納税課長

矢野でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長

次に、監査委員事務局の異動者をご紹介させていただきます。監査委員事務局長の松田玲子でございます。

○監査委員事務局長

松田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○危機管理室長

それでは、危機管理室の幹部職員転入のご紹介を申し上げます。
防災危機管理課長、清水雄二でございます。

○防災危機管理課長

清水でございます。よろしくお願いいたします。

○危機管理室長

以上でございます。

○委員長

次に、署名委員をご指名いたします。

しは佳代子委員、小林おとみ委員、以上のお2人をお願いいたします。

○委員長

なお、4月16日に予定しておりました所管事項調査に関する報告は、議事運営の都合上、本日の委員会において報告していただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、議題に入ります。

初めに、陳情第77号 大山小学校を地域の災害時避難場所としてこれからも確保することを求める陳情を議題といたします。

その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○防災計画推進課長

それでは、陳情第77号 大山小学校を地域の災害時避難場所としてこれからも確保することを求める陳情について、現状をご報告させていただきます。

大山小学校は、平成26年3月31日をもって閉校となりました。この陳情で言われております災害時の避難場所としてこれからも確保することですが、建物が存在する限りは避難所として活用してまいりますし、昨年まで実施しておりました学校防災連絡会のかわりに地域防災連絡会を危機管理室主導で開催していきます。

それと、区では昨年度より避難所長を地域の方にお願いしております。閉校となった大山小学校につきましては、旧板橋第三小学校や旧板橋第四中学校と同様に、区職員を避難所長に任命いたします。また、近隣の小学校のうち、板橋第六小学校、板橋第十小学校につきましては、町会長さんが避難所長に選任されておりますし、板橋第二中学校につきましては、避難所長の選任について支部の単位で協議が行われ、今後決定されると聞いております。

このように、大山小学校周辺地域では、地域で防災力を高める活動を行っており、区としても引き続き自助・共助の働きを高める支援を行っていきたくて考えております。

私のほうからは以上でございます。

○政策企画課長

それでは、私のほうから大山小学校のその後の跡地活用に関するその後の経過が1点と、それから2点目としまして、大山小学校の体育館の暫定利用に関しまして、以上2点につきましてご説明いたします。

跡地活用のその後の経過でございますけれども、土地の所有者の方との協議状況についてでございます。昨年度内に一定の方向性を出せるように、土地の所有者と話し合いを続けてきておりますが、一体的な活用に向けた最終的な合意にはまだ至っておらず、いましばらく協議を継続する必要がある状況にあります。

今後の進め方についてですけれども、この合意に向けて協議を進めていくためには、敷地の測量や鑑定が必要になることから、今月からその準備に取りかかっているところでございます。

測量や不動産鑑定の結果が出るのは、ことしの7月から8月になりまして、その後さらに土地の所有者の方と協議を行う予定でございます。

1点目は以上でございます。

2点目が、大山小学校の体育館の暫定利用についてでございます。

この体育館の暫定利用につきましては、ことしの2月に豊島区にあります豊南学園のほうから学園の体育館等の建てかえに伴い、一時的に大山小の体育館を使用させていた

だきたいという要望をいただきました。区としましては、この体育館の有効活用、それから、この豊南学園さんが区内からも多くの生徒が通っている状況を考慮しまして、体育の授業等で大山小の体育館を使用していただくことを認めることにしたところでございます。

暫定利用の期間は、ことしの4月11日から12月28日までを予定しております。暫定利用させる時間帯でございますけれども、平日月曜日から金曜日、祝日休日は除きますけれども、月曜日から金曜日の午前9時から午後6時を予定しております。

また、区の事業等との関係は、災害時には避難所として優先的に区のほうで利用しますということをご了解いただいております。

また、この体育館は、地域の団体さんがいろいろ活動で利用されているところですが、この団体さん、平日の午後6時以降、それから、土曜日、日曜日、祝日、これにつきましては、継続して地域の団体さんが利用していただくことになっておりますので、豊南学園さんに貸し出す影響は、地域団体の方々にはないということで、そういう形で貸し出しをする予定でございます。

また、この体育館につきましては、有償で豊南学園さんにお貸しするということで、行政財産の使用料条例に基づいて算定されました使用料、それから、光熱水費について徴収をする予定でございます。これが2点目でございます。

以上、私からの説明を終了いたします。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

○大野はるひこ

おはようございます。

まず1点、危機管理室に質問したいんですけども、避難所長を大山小の場合は職員の方が担当するというお話だったんですが、その理由についてお聞かせください。

○防災計画推進課長

これまでも板橋第三小学校、第四中学校というのが区の職員が避難所長をしております。まず、建物に区職員がいるということと、それと期間が、その利用が限定されているということもございまして、区の職員が行って避難所長を担っているという、そういう状況でございます。なので、大山小学校につきましても、区の職員が常駐しているわけではございませんけれども、期間がある程度限られている状況も踏まえまして、区の職員が担当するというので先日の学校防災連絡会の中でもそういった話をさせていただきました。

○大野はるひこ

わかりました。

区の職員の方が担当するという事なんですけども、これは近隣に住まわれている区の職員なのか、それともう一点、避難所長というのは名前だけじゃいけないと思うんですよ。やっぱり地域の方が集まっている場所なので、やっぱり顔が広い方とか、そういう方がなるのがベストだと思いますので、学校防災連絡会で決まったということなので、否定とかするわけじゃないんですけども、避難所長がいて次に来られる方というのは当然町会長の皆さんが入られるという私は認識しているんですけども、その辺のこ

とをお聞かせいただきたいと思います。

○防災計画推進課長

大山小学校の避難所長につきましては、特別活動員である避難所隊の職員の方が担っていただくような。もちろん近隣に住まわれている担当の職員になります。

それと、避難所長さん、ほかの避難所長さんはほとんどが町会長さんがやっていたいんですけども、やはり地域の方と連携して避難所を運営していくということなので、あくまでも区は避難所長という形でやりますけども、その地域の方、もしくはその消防団の方とか、いろんな方と連携しながら避難所を運営していくという形をとりますので、その辺はやっていきたいと考えております。

○大野はるひこ

ぜひお願いいたします。

あともう一点、その学校防災連絡会の中で、大山小というのは残念ながら閉校をしてしまいましたけれども、地主さんとの契約が27年3月31日でよろしいんですか。契約が切れてしまった後の対応について、学校防災連絡会の中で、そのままの建物が残って、体育館も残ってあればいいんですけども、今後先行きどうなるかわからない状態の中で災害が起こったときの体制についての話し合いについて、協議が行われているのか、1点お聞きしたいと思います。

○防災計画推進課長

その話も、地域防災連絡会の中でやっていこうという形で話をしております。大山小学校の区域が板橋十小のほうに含まれている感じ、それと、板橋第六小学校に含まれている感じになりますので、その辺学校防災連絡会、もしくは板橋第二中学校の中でも、例えば北側はこの町会長がいらっしゃいますので、板橋十小のほうに行きましようかと。それとも、東側は川越街道がありますけれども、板橋六小のほうがいいですかと。そういった話し合いも含めて後は対応していきたいという形で思っております。

○大野はるひこ

ぜひほかの地域で、いろいろな地域によって特性があるんですけど、具体的に煮詰めて、災害が起こったらこうしようという動きも掘り下げて行っている学校防災連絡会の地域もありますので、ぜひ大山小に関しても閉校になっているわけですから、今後の体制について、冬の時期に学校防災連絡会だけ行っただけじゃなくて、定期的に行っているんですけども、早く、災害がいつ起こるかかわかりませんので、細かな協議を進めていっていただきたいと思います。これは要望です。

それと、もう一点、地主さんとの協議が昨年度来一定の方向性ということ、まだ合意に至っていないということなんですけども、その要因についてお聞かせいただきたいと思います。

○政策企画課長

まず、昨年度内に方向性を、合意をとりたかったんですけども、なかなか一体的な

土地の活用につきましては、同じ方向を向いて協議を進めているところではあるんですけども、いろいろと条件面で区とその土地の所有者の方と、まだしっかりと合意がとれていないということ。それから、一体的活用に向けて今後事業者さんにどういうふうにご提案して、プロポーザル等の手続を進めていくかと。その辺につきましても、まだ一定の合意がきちっと決まっていないと。その辺がまだ課題として残っている状況で、継続的に協議していきたいということに今なっているところでございます。

○大野はるひこ

事業者にご提案ということでお話があったんですけど、板橋区としての方向性を示さなければいけないと思うんですが、閉校後の活用について、区としてこういった予定があるというのがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○政策企画課長

この土地につきましては、現在のところ行政計画等で区のほうでの何か施設を新たに作るのか、そういう需要がない中で、これは公共施設の今後の活用についての方針の中で、今後の一体的に民間の土地所有者の方と一体的な土地の活用を行っていくと。これが一番いいだろうということで、今、協議を進めているところでございます。この土地はご存じのとおりモザイク状になっておりまして、非常に入り組んでいる状況で、土地の所有者と合意がとりつけられれば、一体的な形で地域の活性化に資する事業体の施設の誘致ということができればということで、とりあえずその方向で進んでいるところでございます。

○大野はるひこ

最後に、関連して交通公園の話も委員会の中で出ているんですが、これも決めていくというお話なんです、今後の予定、方向性についてお聞かせください。

○政策企画課長

隣接しております交通公園につきましても、課題があるというふうにご認識しております。その機能、交通のルールとマナーについて学んでいくと。その公園のあり方についても今後どうすべきかということもありますし、それから、その管理棟にあります集会所の使い勝手をもっとよくしていくとか、建物の今後のあり方とか、また、隣接するさまざまな、大山小も含めてですけども、その地域全体の中での交通公園のあり方について、検討していかなければいけないという課題、認識を持っておりまして、これについても継続して検討していきたいというふうにご思っております。

○松岡しげゆき

昨年からのいろいろと一生懸命努力していただいている大山小の跡地活用につきまして、昨年11月にいただいた資料によりますと、平成25年度中に土地所有者との基本合意、基本方針の確定をして、今年度からはさまざまな活用計画の策定という方向に進むという、これは想定スケジュールですから、あくまでもそのとおりにはいかないと思うんですが、大幅にこちらで狂ってきているわけですね。

そこで1つお聞きしたいのは、先ほど答弁がありましたように、大山小学校の地図を

いただいたんですが、モザイク状というか、かなり体育館施設、プール施設、その他が区の所有施設で、それ以外のところが土地所有者のものであるというような中で、統合的な計画というお話がありました。もちろん統合的に進められれば一番いい話なんですけども、ここでいろんな可能性というのをちょっと分けていただきたいんです。

1つは、例えば区の所有地を売却しなければならない。それは相手が所有者なのかどうなのかということもありますよね。それから、いろんな方向性が、ちょっと私も今思いつかないんですけど、以前の答弁ではいろいろな方向性、可能性が考えられているようなことがあったんですが、もう一度それについて、できないものを含めてですけれども、考えられる可能性についてちょっと整理していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政策企画課長

現在につきましては、この区有地と、それから、民地と一緒に統合して、一体的に活用していくという流れで協議してございます。これがうまく土地の所有者の方と合意に至れば、その後、一体的にこれを活用していただく事業者の方を選定するためのプロポーザルの手続に入っていくということになります。これが一つの望んでいる方向性でございます。

これが地主の方との協議がなかなかうまくいかない場合は、それぞれ区有地の今後の扱いをどうするか、それから、地主の方はご自身の土地をどうするかというふうに分かれていくなというふうに思います。区有地のほうを今後、その後もし仮に万一そうなった場合にどうしていくかというのは今後検討していかなくてはいけないということではございます。

今、ご指摘のありましたとおり、区有地の上に体育館等があることもありますし、また、一部校舎等が民地を挟んで、区有地と民地の上にもう校舎等が乗っかっているという部分もございます。その辺の土地をどういうふうに扱っていくかというのは、その後の検討になるかなというふうには思っております。

○松岡しげゆき

じゃ、まず1点目の統合一体活用の方向性、これは一番望ましいことだと思うんですが、そのめど、それとあと課題、何が今引っかかっているのか、それについてお知らせください。

○政策企画課長

一体活用のめどにつきましては、ことしの7月から8月にかけて測量、それから、不動産鑑定等の手続が終了して、その後、土地の所有者の方とまた再度協議を進めていくという中で、ただ時間が余りありませんので、できましたらことしの秋口ぐらいまでには合意をとりつけて、その後財産評価委員会とか、一定の手続を経た後、プロポーザルの手続に入っていくというふうに考えております。

いずれにしても、その土地の契約期間が28年3月31日までですので、その間にこの手続をどんどん進めていかなくてはいけないかなというふうに思っております。

課題につきましては、先ほども申し上げましたけれども、まず一番の課題は、区のほうでこれから行う測量とか鑑定の委託につきましては、ある程度順調にできるのかなというふうに思っておりますけれども、その後に土地の所有者との協議、ここがやはり課題かなというふうに思っております。これまで昨年度末までになかなか一定の合意が取り付けられなかった課題というものの解決に向けて、お互いに協議していかなくてはいけないかなというふうに思っております。

具体的にいきますと、お互いが持っている土地の価格の面であったり、あとそれからその後の一体的な活用に向けた事業者さんへのプロポーザル等の手続等について、これらが課題になるかなというふうにご考えております。

○松岡しげゆき

具体的じゃないですね。私が聞きたいのは、地主さんが何を望んでいるのかということなんです。地主さんが望んでいることを区が、それは受け入れられないから合意に至っていないわけですよね。向こうは何を望んでいるのかということを知りたいんですよ。できる、できないは別ですよ。

○政策企画課長

具体的な話は、今、地主さんと継続的に協議しているところでございますけれども、一番の課題かなというふうにご思っておりますのは、土地の価格の面で合意を取り付けていくと、その辺が課題かなというふうにご思っております。区のほうの土地の価格と、それから、土地の所有者の方のほうで想定されている価格というのを、どういうふうにごうまく一体的に活用ができるように近づけていくかという、この辺が課題かなというふうにご思っております。

○松岡しげゆき

何かなかなかちょっとわかりづらいんだけど、要するに区は地主は自分のところを区に買ってもらいたいと思っているのか、それとも区から買って自分のところで一体で開発しようと思っているのかと。そこら辺の具体的な話はどうなの。

○政策企画課長

今のところ、区と一緒にこの土地を一体的に活用していくということで、同じ方向を向いて協議を進めているところでございまして、区にその土地を買ってもらいたいとか、区の土地をご自身で買いたいということでも折り合いがつかないということではない状況です。先ほど申し上げましたお互いの土地の価格の面、この辺が課題かなというふうにご考えております。

○松岡しげゆき

何かよくわからないね。要するに、区が例えばですよ、区がこの地主さんの土地を買って、マンション、あるいはほかの事業者に売るということは、法律上できないというふうにご伺っています。ということは、ブローカー的なことはできないと。区はね。そうなるよ、逆に区の土地をもう借用地を返却して、区は区で独自でもうやらざるを得ないという選択も出てくるんじゃないですかということも言いたいわけですよ。そうなるよ、この契約期限までには地主さんの土地に全部を償却処分して、あとは区のところだけ残していくということもあり得るんじゃないかということも視野に入れながら進めなきゃいけないんじゃないんですかということ、そこら辺はどういうふうにご考えているんですかということなんです。難しいと思いますよ。それは合意できればいいですよ、一番。だけど、多分無理なんじゃないかと思えますよ。それだって、今折り合っていないということは、価格条件ということがよくわからない。一体開発って意味がよくわか

らないのに。だって、区のは区のものだし、業者さんがどこかに、じゃ、一体でやりましょうっていう、地主さんと折り合って、じゃあ、区のは区のものとしてどこかのディベロッパーに売りますよという話になるんですか。そこら辺がよくわからないということなんです。

○政策企画課長

すみません、わかりにくくて。いろいろお話し合いの中で、一体的活用をどうしてやっていったらいいのかということをお話し合っているところがございます。ほかの自治体で例があるということなんですけれども、そういうある土地がいろんな所有者がいて、それで評価額も異なっている場合に、一つの単一の事業者の方に売却していくという中で、それぞれの土地の評価額はそのままある程度尊重した上で、その事業者の方と交渉を進めていくというやり方もあるというようなことも聞いておまして、その辺の可能性を探っていくというのも1つあるのかなということでございます。

○松岡しげゆき

私の聞き方がちょっとまずいでね、これはもう他の委員さんから聞いてもらうしかないと思うんだけどね、いずれにしても、このままでいけば、多分一休開発は無理だと思えますよ。そういうふうにはできるんだしたら、もう望ましいですよ。それで適切な、例えばマンションとかじゃなくて、いろんな区民にとってもいろいろ防災上とか、いろんな面で有効活用できれば一番いいんですけども、最悪の場合だったらもう区のは区のものとして、返却するものは返却するとして、もうこれ以上、もう建物除却しかありませんねという選択の可能性のほうが強いんじゃないかと私は懸念をしているんですね。そうなったときに、この地域の方たちがいろいろ活用したいかという問題に対しては、非常に大きな制限も出てくるのではなからうかという気もするわけですね。だから、そこら辺で見通しをお聞かせ願いたいという、今言うのもかわいそうかなということ、ちょっとね。

はっきりとこれ以上は言えませんがいいんですよ、契約のこともあつし、ここは公にできないこともまだありますから、それでいいんですけども、今の答弁聞いていると、どうも方向性として話し合っています、いや、まだまとまりませんでするずる行っているの、そこら辺で最悪の場合でも今年度中には話をつけておかないと、もうまずいんじゃないでしょうか。もうあとは、もう区有地は区有地だけで、あとは返却するしかないんじゃないでしょうかということを私は聞いているんですよ。そこら辺、言える範囲ではっきりと言っていたきたい。

○政策企画課長

スケジュール感としましては、まずはことしの秋口までをめどに合意を取り付けて進めていきたいというふうには思っております。万が一建物除却というような話になってきますと、それには今11か月程度かかるというふうに関心しておりますので、その分を後ろから換算していきますと、ご指摘のとおり今年度の早いうちに決めていかなければいけないというふうには思っております。

○松崎いたる

松岡委員が、ちょっと本質的なところはやってくれたんで、期待に応えなくて悪いん

んだけど、ちょっと枝葉のところ。

今度は体育館を高校に貸すというお話がありまして、私もそういうあいているときですから、困っているところがあれば貸してあげるといのは大いに結構なことだと思うんです。ただ、その点に関して、心配というほどでもないんですけど、高校生がああ界隈を集団で行き来することになると思うんです。それが悪いというわけじゃないんですけど、ただ、やっぱり何分お友達同士で歩いてくるのか、自転車で来るのかわかりませんが、少し今までになかった光景がああ界隈に出現することになるので、高校側はその辺の生徒さんたちの移動に関して、何か配慮をしてくださっているのかなということが1点。

○政策企画課長

豊南学園さんのほうには、貸出するに当たっていろいろお願いをしております。その中には、移動は原則として徒歩で行っていただくということで、近隣の方々に迷惑をかけないようにご配慮いただくということになっております。

○橋本祐幸

平成28年が地主さんとの契約期限ということですが、その時点では建物を除却して地主に返すんですか。それとも、建物を現存させておいて、土地だけ返還をするということなのかどうか。ちょっとお聞きをしておきます。

もう一点、今の地主さんは教育委員会に貸し付けをしているわけですが、固定資産税等々、税関係は非課税なんですか。それとも課税されているんでしょうか。この2点お聞きします。

○政策企画課長

1点目のご質問につきましては、一休活用ということが合意できましたら、活用していただく事業者の方に区と、それから、土地の所有者の方と交渉の上、売却をしていくという流れにはなります。ただ、その一休活用ということが合意がなかなか難しいということになりますと、契約の期限までに建物を除却して返さなければならぬというふうに現在のところは考えているところでございます。

2点目の課税の関係ですけれども、現在は課税をされているところでございます。課税額を考慮の上、賃借料を支払っているところでございます。

○橋本祐幸

土地の賃貸借契約ですけども、一定の期間があるのは当然わかるんですが、一定の期間がある賃貸借契約で、そこでもうあと2年ぐらいで切れるんですよ。切れるわけですが、板橋区が言っている一休活用というのはどういう考え方で一休活用しようとしているの。終わってしまうんです、契約が。そうですね。それからの話でしょう、一休活用なんていうのは、今、期限があつて、その期限までどうするかという話であるんですが、今、もうあと一、二年しかない契約の中で、一休活用してくれということ自身がちょっとおかしいんじゃないですかね。そう思います。

○政策企画課長

失礼いたしました。契約の期間が28年3月31日まででございますので、一体的な活用と申しますのは、その28年4月1日から一体的に活用していく可能性を探っているというところでございます。

○橋本祐幸

地主さんと今話し合いをしているというんですが、何のお話し合いをしているの。契約を延ばしてくれという話し合いなの。そのところどういうふうな話し合いなんですか。要するに、目的はもう既にあと一、二年で終わりなんですよ。板橋区が借りた目的は、学校用地として借りているんですから。そうではないんですかね。と、私は思うんですよ。

○政策企画課長

その土地の所有者の方とは、繰返しになりますけれども、その後の28年4月以降のこの土地の区有地と、それから、土地の所有者の持っている土地と一緒に合わせて一体的な活用ができないか、その辺、どの辺が先ほど来申し上げていますけれども、課題があるわけですが、その課題解決に向けて継続的に協議をしているというところでございます。

○橋本祐幸

もう何回も腹が立つような答弁なんだけども、要するに借地でしょう。借地の目的というのはあるわけですよ。学校を建てるから貸してくださいよと言って借りたんだから。その目的が外れてしまえば、当然借地は返さなきゃいけないんじゃないですか。それで地主さんのほうが板橋区と一緒にどこかへ売却してくださいよとか、あるいはそういう話があるなら別のことですけれども、目的はもう外れたということですね。それで一体的に開発しましょうとか、一体的にどうしましょうというのは、何か理にかなわないような話だろうと、このように思っています。当然学校用地ですから、借地料も安いと思うんですけどね。通常の住宅地と違って。このように実は考えます。

もう一つ余計なことですが、相続等々が発生した場合、学校用地として貸していれば、課税もうんと安く済むんですね。ところが、それが外れてしまえば、一般の貸し家たてつけ地と同じ評価にされてしまうということがありますよね。あれだけの土地ですから、もし相続ということになれば、相続代大変な金額だろうと、このように思うんですが、その辺のところなかなか地主さんと話がかからないところではないんでしょうかね。売却したら大変なお金取られちゃいますよ、50%ぐらい税金。そういうことは考えたことあるの。

○政策企画課長

確かに今、廃校になりましたので、学校施設としての土地の使用ということではないわけですが、一応土地の所有者の方とは28年3月末までということで契約ということで、継続的に今のところはこの契約を所有者の方からすぐに土地を、学校目的がなくなったので返却してくれとか、そういう今状況ではないところでございまして、まずはこの契約期間の中にその後の活用の仕方について、一緒になって考えていこうということで協議を進めているところでございます。

課税の部分につきましては、今、話し合いの中でメインの項目としては出てきていないところではございますけれども、今後そういったお話も出てくる可能性もありますの

で、その際はそういう土地の所有者の方のそういうご懸念等もいろいろ考慮した上で、協議を進めていきたいというふうに思っております。

○橋本祐幸

よくわからないんですけども、ちょっと借地借家法をよく調べて勉強したほうが良いと思います。それだけです。

○おなだか 勝

答弁聞いているとというか、説明聞いているとまどろっこしいことやってるなど。最初は3月末までに絶対に結論を出すんだという話が、1か月延びましたと。そうしたら、きょう説明の中で7月、8月に不動産鑑定だ、測量だやって、秋にならないと結論が出てこない。地元はいらいらしているわけですよ。きょうも朝っぱらからおじさん、おばさんたちと近所の人からいろいろ言われるし、どの会合へ行っても必ず言われるわけですよ。私は地元ですから、どうなったのって。どうするのって。

板橋五小、板橋六小、板橋十小の子どもの数見ると、1年生みんなぎゅうぎゅういっぱいとは言わなくても、かなりの数が入っています。もしあそこに大きい400世帯とかなんていうマンションでも建ててごらんさないよ。一遍に足らなくなっちゃいますよ。このままほっておけば、最終的に利益のことを考えて、あっちが売ってくださいます。もう一体化利用なかなかできません。板橋区とうまくいかない。でも、板橋区の皆さんが板橋区から高い金で買ってあげますから、買ってくださいますよと言われて、売ってくださいますよ。もし売っちゃったら、そういうことだってあり得る話。このまま物別れに終わったとしても、ぎざぎざの土地をうまく整地して、あなたたちが勝手にそちらの地主さんでやってください。こっちは板橋で勝手にやりますよってやったら、向こうはもしかしたらマンション建てちゃうかもしれない。だから、一体化利用をやるって言っているんですよ。ですよ。

だけど、一番最初にお話ありましたよね。区の行政需要はないと言ったよね。区の行政需要はないと言っておきながら、一体利用はやりましょうと言ったって、そんな説得力がないじゃない、全然。あちらはあちらで具体的なことは、もしかして言っているのかもしれないけど、ここで言えないのかもしれないけれども、一体化利用でこういうのをやりたい、そこが合わなくて話が延びているんならわかるよ。だけど、お金のことさっき言っていたけど、お金のことじゃないでしょう、恐らく。まずは何をやるっていう姿勢を板橋区が出さなかったら、向こうだってうんともすんとも言えないでしょう。地元説明もできないじゃないですか。ただ一体化利用、一体化利用って言ったって、それは全然説得力がないですよ。そこに対する、じゃあこの土地の値段は、こういうものだったら土地の値段は幾らぐらいだろうけど、こういうものだったら違うというものもあるでしょう、出てくるでしょう。

さっきお金の話ししましたよね。地主さんは、例えばですよ、本当に例えばの話ね。坪150万だと言っていると。板橋は坪100万だと言っている。1.5倍差があった。これは相当聞いていますよね。じゃ、板橋が貸す、あるいは板橋が売るという場合には、板橋は得するんですよ。そうでしょう。向こうが高く言っているんだったら。逆は別ですよ。板橋に引き取ってくださいと言うんだったら、これは高くてもとまじやない。折り合いがつかないっておっしゃっているのは、じゃ、板橋は全部借りちゃうつもりなんですか。それとも買うつもりなんですか。だから、折り合いがつかないといって問題だと言っているんですか。その価格が違うということに対しての、板橋区が問題だと思っている点というのは何なんですか。答弁してください。

○政策企画課長

今、価格が異なるということではなかなか難しいなというふうな話がありますのは、同じ体系的な活用をしていただく事業者とやりとりする際に、その土地が区の区有地とその民間の土地との価格が結構開きがあると、その後の例えば財産評価委員会とか、いろんな手続の中でなかなかその後の検討に進んでいかなければいけないかなというところで、もう少しその開きの部分を少し縮めていくことができないのかなという、その辺の話をしていただいております。

○おなだか 勝

財産評価委員会だとかって、今話にありましたけれども、板橋でそれを、じゃあ今150と100で仮定しました、さっきね。150ですよ、板橋区何も損しないじゃないですか、貸すのに。どこが損するんですか。業者がそれじゃ150じゃできませんよと言っていると。120ぐらいじゃないとできませんと言っているから、こうですとかっていうならわかりますよ。そこまで具体的な話なんかしていないでしょう。もう一点、さっき一番最初に言ったことで、行政需要はないと言っておきながら、一体化利用すると言っている、ここの矛盾。板橋区としては、こういう方向で一体化利用をしたいからという提案はしているんですか、していないんですか。

○政策企画課長

区立の施設としての行政需要は現在ないというような意味合いでちょっと申し上げたわけですが、今、土地の所有者の方といろいろ話し合っている中では、あの辺の地域の活性化に資するような、例えば教育関係の施設であるとか、そういった事業者さんに来ていただく、そういう施設を誘致すると、そういったことはできないものかと。まだ具体的に、じゃあ教育なら教育というふうに決めているわけではないですけども、そういったことを体系的活用の中身として協議をしているところでございます。

○おなだか 勝

地域の活性化に資するって、地域の活性化って地域の人から話聞いたりもしないのに、よく言えるよね。そうでしょう。地域とそんな懇談会してないでしょう、まだ。会長たちにはこういうのやりたいぐらいのこと言っているのかもしれないけど、一般的なそんな話をしているわけじゃないでしょう。具体的にもっと、例えばあっちだっ、地主さんだっ、バックについている銀行だか何だか知らないけど、その辺の人たちから提案があるはずですよ。こういうのにしたら土地活用として資産運用としては今、的確だと思いますよというのはあるはずなんです。具体的にそういうの、話入っているはずですよ。それについて、板橋区として、あ、それならば、地域のためにもなる、板橋のためにもなるなというものであれば、そこへ持っていけばいいけど、何か今の話聞いていると、業者さんにプロポーザルで投げて、一体化だけでオーケーとれたんで、あと何か考えてとお願いする。逆でしょう。こういうものをやるって言うことがまずあって、合意をして、それからだと思ふんだよね。手順として私、全く逆だと思っているんですけど、具体的なそういう提案できなかつたら、これいつまでたつたって、これ7月でも8月でも9月でも終わらないよ、こんなことやっていたら。具体的なそれやるつもりは、提案するつもりはないの。板橋区は提案するつもりないんですか、本当に。一体化ということが先に決まらない限りは、業者に丸投げしてそこに決めさせるという今の考え方で、本当にそれで行くんですか。もう一回答弁してください。

○政策企画課長

地域の方々へは、町会長の方々を初めとして、お話をしているところではございません。ご要望もいろいろと承っているところでございます。ただ、これで、こういう形で体系的活用をしたいという、そこまではお話ししているわけではないわけですが、いろいろなご要望を聞いた上で進めていきたいと思っておりますし、体系的な活用について方向性が見えてきましたら、じゃ、具体的にどういったことができるのかということについては、地域の方々のお話等も聞きながら、当然進めていかなければならないというふうに考えております。

○おなだか 勝

地域の人、町会長さんたちにはと言ったって、それは具体的な中身言っているわけじゃないですよ。だから、向こうからの要望はどういうのがありますか程度のように聞いているのはわかります。それは聞いてきますよ、私のところにも入ってきますよ。ただ、実際にはやっぱり区が主導してやるのか、やらないのかというのは大きな話ですから、そこはしっかりやっていただきたいと思っております。

それから、豊南学園への貸しつけの話です。9時から18時って言っていますけども、これ部活動も使うのかどうかね。つまり18時でしょう。学校の授業といたら16時半ぐらいでしょうよ、せいぜい長くたって。幾ら高校だっ、いったって。18時まで貸すというの、これは部活も入っているのかなということが1つと、それから、さっき子どもたちの管理の話も少し出ていましたけれども、ちゃんと先生が管理してくれるのかどうかね。というのは、大山小学校自体には人いないんですよ、ふだん。いない中で豊南学園に貸すということは、施設の管理面から何から、安全面から全て豊南学園のところまでやらなきゃいけないわけですよ。昔だったらともじやないけど、豊南学園があつたらうろろしていたら板二中とけんかになって、えらいことになっていましたけど、最近おとなしいから、両方ともね、そういうことはないですけども、その辺のところ本当にきちんとできるのかどうかということ。

それから、もう一点。豊南学園との間では、せつかくのこのお話、体育館の話がありました。校舎自体、敷地自体を丸ごと貸すなり、あるいは売却するなり、豊南学園として、豊南学園って実際狭いですからね、高校のところは。幼稚園まで持っているんだけど、例えば中高一貫やるためにだったら、あるいは小学校をつくるためだったら、もしかしたらそういう考え方もあるかもしれないんだけど、そういう話し合ってたことないんですか。

○委員長

傍聴者の方に申し上げます。
委員会の最中ではございますので、余りむやみな移動、または私語などは謹んでいただくようお願い申し上げます。

○政策企画課長

1点目のことにつきましては、第一義的には体育の授業で使いたいということでお話は聞いているところでありますけれども、貸し出しの時間の範囲内で、クラブ活動等での利用ということも有り得るかなというふうに考えております。その豊南学園が借りていただいている時間帯については、学園の先生がいらっしゃるということでございます。

あとそれから、館の全体の管理については、シルバー人材センターのほうにお願いし

ていまして、その人材のほうで常駐をしているところがございます。それから、そういう面での安全面での配慮ということは、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

それから、学校の貸し出しについて、またはその土地のあり方について、そこまで今回のこの暫定利用以外の部分で土地の活用について豊南学園と話をしているというところはございません。

○おなだか 勝

せっかくですから、校庭があって、体育館があって、校舎があって、校舎の中には多少いじんなきやいけないでしょうけども、そうしたら、地主さんにとつたって、板橋にとつたっていいわけですよ、これ。そういうことも少し提案の中に考えて入れてみたらどうですかね。提案としておきます。

最後の1つ、さっき交通公園の話が出ました。普通公園にする可能性を含めて検討していると。もう一個、去年来、私言っていたことですが、西町の都営団地、結局皆さん退室されて幸町に移ると。恐らくその後、取り壊しになってどういふふうになっていくのか考えると、相当大きな土地ですよ。大山小学校の部分、交通公園の部分、都営西町団地、都営西町団地には1階のところは西町保育園も入っています。これもどうするのかって今度考えなきゃいけない。ですから、これ一体的に考えないと、本当はえらいことになっちゃうんじゃないかなと思うんですね。避難所としての機能って、この陳情に当然あるように、それもありますし、それから、公園はどういふふうにするのか。例えばですよ、交通公園ってあれだけ広いものがあるのに、西町団地のところも公園にしちゃいます、それから、こっち側の大山小の残りのところも公園にしておきましょうとか、公園だらけになるだけの話ですからね。そういうことも含めて、一体化の考え方というのはいまもうせっかくですから、政策企画課長、せっかく新しく配置されたのだから、それこそ一体化でどういふふうな利用をしたらいいのかというのを考えてもらいたいと思うんですけども、東京都との話とかはその後どうなっていますか。団地のことに関しては、もう横に置かれて、ずっと最後まで情報が入らなかったですよ。そういうことも含めてどういふふうにしていきたいか。

○政策企画課長

ご指摘のとおり団地に係る課題というのもございます。こちらにつきましては、昨年度東京都に何度も足を運んだりしながら情報収集に努めてきていたわけですが、なかなか情報がこちらのほうに入っていない中で、突然年度末になって方向性が示されたというところがございます。これはもう大山小とも隣接している地域、近い交通公園挟んでの隣接の地域でございます。課題があるところは、隣接して存在しているというところで、全体としてあり方について考えていかなくてはいけないのかなというふうに考えております。

○おなだか 勝

先ほどちょっと不適切な発言をしてしまいましたので、取り消しさせていただければと思います。

○委員長

おなだか委員より、先ほどの交通公園に関する質疑におきまして、不適切な発言があ

るので、本人からこれを取り消したい旨の申し出がありました。この発言の取り消しを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議がないもの認め、さよう決定いたします。

○小林おとみ

私も実は、区が行政需要はないと。売却しかないということで、そういう方針を立てて進めてきた、その前提のところ、やってきてまだ方向性は地主さんとは一致しているけれども、それ以上何も出てこないというような中で、やっぱり改めてもう一回立ち戻ること必要だと思うんですよ。行政需要がないというんだけれども、行政需要はかなりまたこの1年たつ中で、いろいろ変化してきていると思うんですよ。区全体、公共施設のあり方の問題も議論されていますけど、例えば区役所南館1つとつたって、全然当初の目的とは違う需要が生まれてしまったりしているわけですよ。

あと、過去には例えば中学校の用地として確保したところを、東京都の警察に売却したこともあったわけですよ。だから、さまざまなそういう需要というのは生まれ得る話で、だから、改めて行政需要がないということについても、立ち返って本当はないというふうに言い切ってしまうのかということも考える必要があるし、あと高七小の問題でも、高七小に本来だったらこうしようと思ったプランが全部今白紙に戻って、まちづくりに変わっているわけですよ。そうすると、そのその行政需要の問題もまだ課題として残っているわけですよ。だから、区全体ではかなり行政需要問題はあちこちで火種が残っているというかな、残っているものがたくさんあるわけで、であるならば、大山小の問題もやはり1つはまちづくりの観点からきちんとニーズ調査をやるとかって高島平は始まっているわけなんで、そういう角度からの検討が必要になってくるんだろうと思うんです。だから、地主さんとの話し合いをどうやっているのかっていうのも、もちろんお互いに区のほうは売却だけの意思があって、地主さんのほうはそういう意思は余りない中でやっている話だから、だから、どうやって進まない話だと私は思っているんですよ。だから、それをもう法的にどうかとききちやっていくことも大事かもしれないけれど、まずそれよりも行政の側が今まで長い間学校として使っていて、防災拠点として大事な役割果たしていたっていうその需要があったことについてを最大限大事にして、どうするかっていう次の方針出していくっていうのがやっぱり順当な考えかと思うんですよ。だから、そういうふうには区はもうちょっと、そこにもう一回立ち返った議論もやっていただきたい、検討のし直しをしてもらいたいと私はそう思っています。どうでしょうか。

○政策企画課長

一般的な話としましては、この公共施設の跡地の活用につきましては、板橋区の公共施設の跡地活用方針というものが定まっております、これに基づきまして中長期的な視点で活用の方向性を検討することとしております。

こちら大山小につきましては、その時点その時点での行政需要というのは当然いろいろ時代時代で見えていかなくてはならないと思いますけれども、現時点では大きな変更点はないのかなというふうに考えておまして、基本的には区が直接的な施設等建設というわけではなくて、その地域に必要な公共的な民間事業者の活用であるとか、それから、資産としての売却貸付を含めた活用、それから、暫定利用というこの辺の方針に基づいて行っていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○小林おとみ

私は少なくとも、高七小の行方は見守る必要あると思いますよね。高七小がどういふふうなことになっていくのかというのは、ひとつ見守っていく必要があるんじゃないかというふうには思っています。

それと、あと体育館の暫定利用で高校に一部貸すということなんですけれど、通学路の問題は先ほど松崎委員からもご質問があったので、防災拠点としてということが今度の陳情の大事な趣旨になっているので、やはりその学校との間で、子どもたちが使っている時間だけではなく、防災協定ではないけれど、そういうものがやっぱり結べないのかなと。地域にとっては大事な防災拠点になっているんだということで、12月までとはいえ、やっぱりどういふふうな、いざというときにどういふふうに学校との協力関係をつくるのかとかということについては、独自の何か協定などを結んでおく、協定というかな、申し合わせというかな、そんなものを結んでおく必要があるんじゃないかなと思うんですけれど、その点ではどうでしょうか。

○防災計画推進課長

豊南学園さんが大山小学校を使うということでお話を聞いております。体育の授業でという話も聞いております。万が一その際に震災が起こった場合は、基本的には一般の区民と同じで、そこに滞在していただいて、それで災害の状況を確認していただいた上で帰っていただくというのが一般的だと思うんですけれど、その後の例えば高校生でするので、地域の中でどういふ活動ができるか、それと避難所もございますので、そういったところをどうするかは今後の課題という形で考えていきたいとは思っております。

○委員長

この程度で質疑並びに討論を終了し、意見を求めます。意見のある方は挙手願います。

○大野はるひこ

この陳情者の方の願意は、大山小学校を地域の災害避難場所として、これからも確保することを求める陳情ですので、今現状は危機管理室のほうでも対応策をとっていただいているんですけども、28年3月31日がタイムリミットで、それまでの間にはもう方向性を出して、もう動いていかなければいけないということなんですけども、先ほど有馬政策企画課長のお話をお聞きしても、まだ板橋区としての方向性が定まっていない現状ですので、採択、不採択の主張をするわけにはいきません。早急にどういふふうな取り組みをしていくのかを示していただきませんと結論が出ませんので、今回継続審査を主張させていただきたいと思っております。

○松崎いたる

私たちも継続審査なんですけど、1つは、ただ陳情の趣旨は防災拠点、避難所も含めて残してほしいという陳情ですので、建物があるうちはそういうふうにしてくださいということはお約束はしていただきましたが、その後の活用方法についても、今、地主の

方と協議をしているということなんですけど、いずれにしても、やはり公共の施設を跡地につくるということが必要だと思いますし、その際にはやはり災害時にはそういう災害拠点にもなるし、避難所にも活用できるような、そういう公共の施設をつくるべきだというふうに考えますので、ぜひその方向で地主の方とも協議をしていただきたいと。

同じですけれども、現段階では相手がある話で、それがまとまっていない段階ですから、今言ったようにやってはほしいんですけど、今そうすべきというところまでいきませんので、引き続き継続審査にして、その都度交渉の状況などは逐一報告をしていただきたいと思っております。

以上です。

○おなだか 勝

私どもも継続審査を主張いたします。決まっていない状況なので、このまましっかりと協議をしていただきたいと思っておりますが、公共性のある建物、公共の施設というところとまた区営、区立になっちゃうんで、公共性の高いものをぜひ跡地に据えていただきたい。あるいはさっき話が出ました豊南高校とかかわりが出てきていますので、そういった学校ですね、学校の私立学校でも構わないので、利用というのもひとつ視野に入れてやっていただければいいと思っておりますので、とりあえず当面は継続審査ということでお願いしたいと思います。

○松岡しげゆき

継続です。公共の施設というのは、地域の方々も例えば若葉小跡地が介護施設等が入って、いざというときには地域の方々も利用できるということもありますしね、今後は高齢者施設、介護施設、それから、障がい者施設なんかを含めて、学校もそうなんですけど、そういうものがやはり公共の将来性のある施設だと思うんですよね。そういうのも含めて努力をしていただきたい、なかなか難しいのは理解していますので、そういうことを含めて何とかそういうものが地域の中にできるように努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

○橋本祐幸

私どもも継続審査を主張いたします。そして、借地借家の問題は、やはりもう少し勉強する必要があるということだけ申し添えておきます。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

お諮りいたします。

陳情第77号 大山小学校を地域の災害時避難場所としてこれからも確保することを求める陳情を継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議がないものと認めます。よって、陳情第77号は継続審査とすることに決定いた

しました。

○委員長

次に、所管事項調査を行います。

板橋区職員の懲戒処分の公表についてを議題といたします。

本件について、理事者より説明願います。

○人事課長

それでは、板橋区職員の懲戒処分の公表についてご説明いたします。

まず、資料1-1をごらんください。

板橋区職員の懲戒処分等公表基準に基づきまして、平成25年度中、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに発令されました地方公務員法上の懲戒処分につきまして、公表するものでございます。

少し説明いたしますと、地方公務員法第29条第1項では、懲戒処分として免職、停職、減給、戒告の4種類を規定しており、懲戒処分の理由として同法1項1号は法令違反、2号は職務上の義務違反、職務懈怠、第3号は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を規定してございます。

平成25年度は免職処分が1件、停職処分が1件、戒告処分2件の合計4件の懲戒処分がございまして、

それでは、資料のほう説明しますが、まず1、懲戒免職、ホテル生態環境館における事故、こちらにつきましては、後ほど資料1-2で説明いたしますので、この場では省略いたします。

次に、同ページの2番、停職処分でございます。

1)の飲酒運転による交通法規違反でございます。こちらにつきましては、平成25年9月27日、専決処分の案件として、この委員会で報告したものでございます。大船渡市への派遣職員の事故でございます。

被処分者、主事、38歳でございます。

事案の内容です。派遣先である岩手県大船渡市において、イベントの手伝いをした後に、その打ち上げなどで飲酒をし、車を運転して帰路についた。その帰路途中、標識、ガードレール、車両を破損する事故を起こしました。事故を発見した運転手の家族からの通報により、酒気帯び運転が発覚したものでございます。

処分の内容は、停職6月間ということで、発令年月日、根拠規定につきましては、記載のとおりでございます。

次に、続きまして、裏面に移ります。

3、戒告処分でございます。

1)欠勤事故でございます。

被処分者、主事、45歳でございます。

事案の内容でございますけれども、平成24年9月13日、1日間です。平成24年9月14日、3時間でございます。平成25年2月27日、こちらは無届1日間、私事欠勤を重ねたものでございます。

処分の内容は戒告でございます。発令年月日、根拠規定は記載のとおりでございます。

2)飲酒による非行行為でございます。

被処分者ですが、主事、44歳です。

事案の内容でございます。平成25年6月25日の勤務終了後に飲酒し、その帰宅途中のJR埼京線の車内及び下車駅において、同乗客と口論になり、胸ぐらをつかむなどの行

為を行った。また、仲裁に入った駅警備員に対しても、肩章を引きちぎるなどの行為を行ったものでございます。

この行為によりまして、新宿警察署へ連行されました。当日中に警察署の仲介のもとで、相手方のシャツ代であるとかタクシー代を相手方に支払って示談が成立してございます。その後、事故者の上司が警察から身柄を引き取ったというものでございます。刑事事故にはなってございません。また、翌日には駅の警備員に謝罪してございます。

以上が平成25年度の懲戒処分4件でございます。処分者も合わせて4件でございました。

なお、平成24年度は11件ということでございます。

続きまして、資料の1-2に移りたいと思います。

職員の懲戒処分についてでございます。

先ほど申しました懲戒免職のホテル生態環境館における事故についての報告でございます。

1、被処分者については記載のとおりでございます。

2、処分理由でございます。被処分者は、特定の営利企業に便宜供与を行い、当該企業の経営に深く関与するとともに、みずからも当該企業の事業に携わった。また、本来区に歳入されるべき特許実施料金について損失を招いた。これらは被処分者には権限がないにもかかわらず、上司に判断を仰がず、契約等を行うなど、極めて不適切な行為であったものでございます。

以上の行為は、公務の信用を傷つけるものであり、その責任は極めて重大であるというところでございます。その結果としまして、地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号の規定に基づいて、懲戒免職処分を行ったものでございます。

3の事実概要でございます。こちらについては、少し詳しく目に説明させていただきます。

まず最初に、この四角の上から2つ目のところでございます。在来種クロマルハナバチの飼育販売への関与ということでございます。

ホテルの飼育における環境整備のために、必要最小限の範囲で認めていたホテル生態環境館内での在来種クロマルハナバチ、以下「ハチ」といいますけれども、ハチの飼育に関する業務提携につきまして、平成21年7月に板橋区ホテル飼育施設で被処分者の氏名でA事業者として、A事業者との間でハチ飼育に関する業務提携契約書、以下「提携契約書」といいますけれども、こういったものを締結してございます。A事業者というのは、この当該施設のボランティアをされていた方のうちの1人が代表者になってございます。

その後です。平成23年4月です。板橋区ホテル生態館館長、被処分者氏名としてA事業者及びハチを商品化して出荷することを目的とした石川県の財団法人Bとの間で、ハチの売買契約書及び秘密保守契約書、以下「売買契約書」等と言わせていただきますが、そういったものを締結したものでございます。こちらは、ハチの商品化が目的であることであるとか、女王バチの販売価格、あるいは毎月の最低購入数であるとか、ハチの商品化に伴う被処分者の具体的な役割について明記されているものでございました。同施設がA事業者の実質的な所在地となっていることを知りながら、同施設においてA事業者のハチ飼育を認めるなど、便宜を図ったものでございます。

また、提携契約及び売買契約等に基づき、区の本業業務ではないハチの生態確認作業等を同施設内で行ったものでございます。これらの行為は、特定の営利企業への便宜供与を行い、当該企業の経営に深く関与したものと認められます。さらに、区の本業業務ではないハチの生態確認作業等を行っていたことは、職務専念義務に違反しているものでございます。また、被処分者には権限がないにもかかわらず、あるいは上司に判断を仰がず、区的意思決定を受けることなく契約等を行うなど、そういったところで不適切な行為があったところでございます。

続きまして、上から3つ目、4つ目のところでございますが、静岡県C町で施工されたホテル水路整備工事への関与に関するところでございます。

平成24年2月から平成24年3月まで、静岡県C町で施工されたホテル水路整備について、B事業者を紹介し、施工させることにより、D事業者にも利益をもたらしております。

す。このD事業者ですけれど、被処分者が言うには、資材・技術を提供できるのはD事業者しかいないという理由で、全てのホタルの再生事業について、このD事業者を紹介していたということでございます。

また、D事業者から静岡県C町宛てに提出されました業務代理人等通知書には、D事業者主任技術者と記載されており、同水路整備に携わっております。

さらに、板橋区ホタル生態館被処分者の氏名で、平成24年5月に文書でもって静岡県C町宛てにホタル飛翔に関する事項（最低5年間）を提出しまして、区に歳入するべき待許実施料金を免除する旨を約束しているものでございます。

これらの行為は、本来区に歳入されるべき、具体的に言うと120万円になりますけれど、こちらについて損失を招くとともに、特定の営利企業へ便宜供与を図ったものです。また、被処分者には権限がないにもかかわらず、上司の判断を仰がず、区的意思決定を受けることなく、相手方へ同施設の名称を使用した文書を提出するなど、こういったような公文書の取り扱いも不適切であったというものでございます。

続きまして、下から2つ目の四角のところでございます。平成25年6月7日、これ午前中なんです、区の本来業務ではない宗教法人Eから送られてきましたホタルの成虫ですね、ホタルの仕分け作業を同僚の再雇用職員に指示して行われました。いわゆるホタルの雄と雌を分けまして、個人に渡すような、こういうようなプラスチックのケースのほうに二、三匹ずつ分けたと書いてございます。そういったようなことを指示したということです。勤務時間内に同僚に対して職務専念義務違反を行うよう教唆したということで、その任務に非常に背く行為であるということで、こちらにつきましては、関係者の証言からは、数年前から毎年行っているというような話も聞いてございます。

一番下の四角のところでございます。同施設の管理におきまして、平成25年12月6日の深夜の施錠及び7日朝の解錠、平成26年1月17日の深夜の施錠及び18日朝の解錠について、上司に無断で区職員以外の第三者に鍵を渡し、施設の施錠・解錠を依頼した。環境課から事故者への取り締まり簿を提出するように要求していましたが、平成25年11月以降の取り締まり簿は提出されておられません。

また、同様の行為については、8年ほど前から年間数回行っているというような話も伺っています。その際の取り締まり簿については、自分が解錠・施錠を行ったように装ったということで、虚偽報告があったというふうに確認してございます。

これらの行為なんです、全て区的意思決定を得ずに行ったものでございます。

3でございまして、3、原因です。

被処分者の公務員としての自覚を欠く行為はもとより、適切な事業運営がなされていなかったことに大きな原因があると思っております。ホタルの累代飼育は、長期間の実務経験等による部分が大きく、その技能を共有できなかった結果として、当該施設で事業及び施設運営を被処分者に依存してしまったことが非違行為の発覚を遅らせた大きな要因であると考えてございます。

長時間にわたり1人の職員の非違行為について見過ごされていたことは、組織管理に問題があったものと言わざるを得ないと考えてございます。

4番、対策でございます。

今後ですが、関係者の責任問題も含めまして、管理・監督体制について検証が必要であると考えております。今後も調査を継続して原因を追究していく予定でございます。

また、二度と同じ過ちを起さないために、今後組織を挙げて対策を検討して、組織管理、あるいは職員意識の両面から再発防止に向けた改善策を実施していく所存でございます。

今回の不祥事については、繰り返しになりますが、技能の継承が進まず、結果として職員1人に事業運営を依存してしまったこと、あるいは技能の集積だとか情報が集中してしまったというようなこと、そういった環境を許してしまった職場環境、あるいは管理・監督者等の課題があると思っております。

以上が1-2の説明でございます。

今般ホタル生態環境館という区民の皆さんを初め、多方面から注目いただいている施設の職員が懲戒免職という職員の公務員として自覚を欠く行為によって、区民の信頼を著しく損なう不祥事が発生したことは、まことに遺憾だと思っております。区民の皆

様、議会の皆様に深く申し上げるとともに、今後改めて職員の気の緩みを戒めるとともに、事故が発生しないようさらに職員の意識改革、職員の風土改革に取り組んでまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○大野はるひこ

説明ありがとうございます。

今回の処分なんです、20数年来にわたってホタル生態館の事業が実施されている中で、私たち議会も予算を承認して、議決をして、執行に至っているわけなので、非常に残念であると思います。というのは、議会と行政の信頼関係があるからこそ、よりよい区政運営ができてはいるはずなのに、こういったことが起きたということは非常に残念です。そして、以前私が当選した直後に教育委員会の事件もあったときに、坂本区長の謝る姿はもう見たくないのと同じことを私言ったんですが、また今回も区長の謝罪が発生すると思われる。これも残念です。

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、これは企画総務委員会が所管する人事案件なのでお聞きしたいんですが、長期間にわたってこの方は同じ部署でずっといらっしやったわけなんですけども、板橋区内のほかの部署でそういった方がいらっしやるのかどうか、まず1点お聞きしたいと思えます。

○人事課長

それで、こちらが平成26年4月1日現在の状況なんですけれど、同一職場に10年以上在籍している職員ということで、そういったものの確認をさせていただきます。そういった中でいうと、一番多いのが生活衛生課の20人ということです。こちらにつきましては、いわゆる保健衛生管理職、あるいは食品衛生管理職、こういった方が従事しているわけなんですけれど、この衛生管理の業務自体が生活衛生課のみということで、結果的にこういう形になっているということでございます。

それと、もう一つがおとしより保健福祉センターが10名いらっしやいます。こちらにつきましては、やはり理学療法士、あるいは作業療法士といったような専門職種、あるいは以前家庭奉仕だとか介護指導だとかという方が今事務に転職されているんですけど、そういった方がやはりある意味専門的な形で担っていただということ、長期にわたっておとセンに滞在しているという形になっております。

もう一つがこれも3福祉事務所10名ということなんです、こちらにつきましては、家庭奉仕職のところで何人かがやはり長期間その事務所にいるということ、福祉事務所の中では今かなりスパンが広いので、係は異動しているわけなんですけれど、同じ事務所に滞在している方もいらっしやいます。

それと、その次が土木事務所が9名という形です。土木事務所についても、ご案内のとおり2か所ということで、2か所の異動というのもあり得るんですけど、結果的に9名がちょっと長期にわたっている、あるいは天津わかし学園ですか、ここは6人いますが、これはちょっとやむを得ないのかなと思っております。そのような状況でございます。

○大野はるひこ

全てが全てではないんですけども、板橋区の場合、部長さん、課長さん、いわゆる理事者の皆様は2年とか3年のサイクルが多いですよ。その下の方々もやはり全てではないですよ、同じ部署にずっといるとえてしてこういうことというのは起きやすいですよ。このホテルの専門のこの方、ホテルの職員の方というのは、ホテル専門の技術を持った職員で最初から配属されたのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○人事課長

それで、この方なんですけれど、この職員は昭和55年4月に板橋区に採用されました。このときの採用の職務名は一般作業ということで、作業IIということで、いわゆる作業に当たる方でございます。

何回か異動を重ねておりますけれど、作業職の説明なんですけれど、いわゆる現業系ということで、いわゆる事務が行政職といいますね、あとは現業のほうで、いわゆる作業に当たる方なんです。そういったような職種になります。ちょっとそれはちょっと説明抜けておりましたので、加えさせていただきますけれど、この方のちょっと経歴ということなんですけれど、最初に昔、土木部公園課のほうに見次公園の詰所ってあったんです。そういったところでの作業職ということでやっています。その後、同じく土木部の公園緑地課というところでこども動物園の作業ということを行っていました。その後、同じ公園課の中で、温室植物園ってございました。その中の作業を行っていたんですけれど、平成4年に赤塚植物園に参りまして、その途中からいわゆる区のほうでホテルの飼育に従事してきたということです。その後、平成5年度の途中で、今あるホテル飼育施設に配置されて、そのままずっとこういう形になっているということで、本来の職からいうと、そういうような技術の専門職ということではございません。

○大野はるひこ

そうすると、ホテルの生態館に行くまでにいろいろ異動された、今ご説明いただいたんですけれども、ここにいられてから今までの間、なぜ異動が起きなかったのか。公務員ですから、ずっとそんなところに長い間いるはずはないわけですよ。なぜその長期間にわたってその方をその職にとどめていたのか、理由をお聞かせいただきたいと思っております。

○人事課長

その部分が最も今回の課題なんだとは思っていますけれど、実際にホテル事業ということで、生き物を飼う、飼育するということです。飼育するには非常に経験が必要な仕事だということで、その部分で、まず第一に生き物を守るという部分で、なかなかその技術を継承する方ができないということで、そういったことがありまして、組織的、あるいは人事的な部分であっても、例えばその間に非常勤の職員を入れたり、技術的な職員を入れたり、あるいは別の職員をつけたり、あるいは委託を、今現在も委託ですけど、委託を進めたりということで行っていたんですけど、結果的に技術の継承が進まないということで、そのものの職員がいないとホテルが存続できないよというような話があって、結果的にこういった形で長期にわたった在籍という形になっております。

○大野はるひこ

そのこと自体がそもそもおかしいんですよ。だって、技術の継承ができなかったりという理由はおかしいじゃないですか。だって、これ板橋区はホテルだけやっているわけじゃないんですから、公務員の皆さんというのはそれぞれ異動があるわけですから、それを伝えていかなければ、例えばこの方が処分を受けなくて、58歳で処分になりましたけど、じゃ、60歳で定年になった後に、完璧に技術の継承できないわけじゃないですか。なぜその20年間も、その人ばかりに任せてそういう手当てをしなかった。その要因は何でしょう。お答えいただきたいと思います。

○人事課長

今となってはという話になるのかなとは思いますが、結果的には生き物の命をとかく守っていくという部分がありますので、そういった部分で、そこがなかなか守れないというような、そういうようなリスクがあったときに、じゃあどういふ選択肢をするかということで、組織的な形でいろんな委託を入れるだとか、先ほど言ったように職員をつけるだとかという話はしたんですけど、結果的にうまくいかなかったということで、そこは非常に組織的にも反省すべき点だと思います。

○大野はるひこ

ということは、この処分になった方は組織ですから、上司の方の言うことを聞かなかったということで判断してよろしいのでしょうか。

○人事課長

職員に関してなんですけれど、これは印象でございますけれど、このホテルの飼育に関しては、非常に熱心だったと思ってございます。ただ、一方で組織として事業検証という意味では、なかなかその辺の技能継承について協力いただけなかったのかなというふうに考えております。

○大野はるひこ

役所ですから、個人商店ではありませんから、組織で動いているのに、何か変ですよ。それが今になってわかりましたけど、恐らく板橋区としても何かおかしいんじゃないかなということは薄々感じていたと思うんですけども、それをその方に対してははっきりと言うことはできなかったんじゃないかと思っております。自民党議員団でも、生態環境館に団で視察させていただいたときも、これはちょっとおかしいんじゃないのかということも伝えているはずなんです。そういった指摘事項も踏まえて、区として何かその方に対して後ろめたいことがあるから言えなかったのか、それともその方の言うことに対しては何も言えなかったのか、どちらなんですか。

○人事課長

一義的には組織の長である管理職が、そういったところの飼育の継承については、それぞれの管理職が促していたとは思われます。ただ、そこがやはりしっかりとした形でできなかったのかなとは考えております。

また、私どもこれは人事であるとか組織だとかという部分で、区の運営という部分でいうと、やはりその部分で一步踏み入れるのがちょっと弱かったのかなと。そういった

ところはあります。

○大野はるひこ

もう余り言いませんけど、その方も公務員だったわけですから、公務員として組織ですから、個人でやっているわけじゃないんですから、それを見過ごしていたことは私は非常に問題はあると思います。それ以上は言いません。ありがとうございました。

○しば佳代子

今のお話の中で、10年以上勤務をされている方が50人いらっしゃるということで、今も指摘がありましたけれども、専門職とかであれば、ずっと勤務をしていて、もうわかり切っていると。その上、管理をする方がころころ変わって、いや、こっちのほう現場を知っているんだというふうになると、やはりこれと同じようなことが起こりかねない。この50人の中で起こりかねないわけですよね。その対策については、どのようにお考えですか。

○人事課長

私ども、実態としてこういった形で長期滞在者がいるわけですが、その他の職員のところについては人事異動基準というものを設けて、必ず最高でも、最年長でも五、六年までということで、これは基準の中でローテーションしているところなんです。

ただ、一方で課題であるというのがその専門職であったり、その職が職場がそこしかないようなところであるんですね。そういったところについては、これは職種の中でやっぱり開拓できる部分、できない部分があるんですけど、なるべく所内の中で仕事を変えるとか、そういったような努力をしていただくということで指導しているところでございます。

あと一つ、やっぱり長期滞在ということで課題であったところが、例えば清掃事務所があったんですね。ここは東京都から移管を受けたわけですけど、東京都の時代はそこに配属されると一生そこで、技能長以上は別ですけど、そういったようなルールがあって、実を言うと東西の異動も非常に難しかった。今年度からはそこを10%以上異動するというので取り決めをして、少しずつそういったことで手をつけているところです。

○しば佳代子

いろいろ対策は考えているみたいなんですけれども、まだまだ管理職の方が専門職に近づいて、一般的ではおかしいよということに関しては、強く言っていくということが本当に必要だなというふうに思いますので、これはもう今後いろいろ対策を考えていきたいと思えます。

こちらの本題になるんですけど、私が聞いたところでは、1月の末か2月の初めに、ご本人は辞表を出したと。それを保留しているというふうに聞いていました。それが本当なのかどうか。今回、懲戒免職になったというのは、その辞表を保留にしておきながら、今回そういうふうになったという経緯というか、そこまでお話ししたいかと思えます。

○人事課長

おっしゃるとおり辞表について受けまして、保留をしておりました。辞表というのはあくまでも、私どもが退職願という形でいただきまして、それを承認するのは区サイドになるわけです。そのときに疑義がある部分があれば、そこをしっかりと調べた上で、退職させるかどうか、承認するかどうかという判断があると思います。

今回につきましては、そういったような疑義がありましたので、そういったところを調査した上で、今回の処分に至ったということでございます。

○しば佳代子

調査した結果で得たものの処分というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○人事課長

ここでも何回かお話ししたとは思いますが、基本的に事故の調査というのは服務監察というんですが、基本的に所管から事故報告が総務部長宛てに上がってきます。それに基づきまして、事故監察ということで、これがいわゆる調査なんですけど、それを行います。調査をして、その確証を得た部分で、懲戒分限委員会にかけまして処分を決定する、そういったような流れでございます。

○しば佳代子

その調査の結果については、ここでは報告ではなくて、別のところで報告しているのかどうかということと、あとは続けてお聞きしますけれども、処分の理由として、みずからも営利事業に携わったと。区の損失120万円、先ほどお話があったものが損失を出したということなんですけれども、これってというのは、事件性はないんですかね。

○人事課長

調査の内容を公表するかどうかという話なんですけど、こちらにつきましては、きょうご報告させていただいた、口頭も含めてなんですけれども、そういった部分も含めまして、これが調査の内容ということだと思います。ただ、その裏づけをするために、関係者から事情等も聞いております。そういった部分は、いろんなプライバシー等々もございまして、そういったようなことも配慮いたしますと、公表するというものではないと考えてございます。

それと、例えば事件性ということであると、私どもと刑事事件との役割というのがあるんだと思うんですね。私ども懲戒処分できるのは、例えば今回という営利企業の従事であるとか、職務命令違反だとか信用失墜、こういった部分というのは、いわゆる服務に関すること。服務に関することは懲戒処分になると思います。

一方で、例えば収賄罪であるとか横領だとか、背任も含まれるんだと思いますけれども、そういった部分というのは刑事事件になるのかなと思っています。

○しば佳代子

ということは、これは120万円の損失なので、横領には当たらないからということで懲戒免職になっているということなのかどうか。まずそれをお聞きします。

○人事課長

これは横領ではなくて、権限がないにかかわらず、その特許実施料を免除したという部分で、損失を与えたという部分で、これは横領には当たらないと考えています。

○しば佳代子

次の3番の原因のところにも書いてあるんですが、被処分者に依存してしまったことが発覚を遅らせてしまって、拡大をさせたものであるというふうになっているということになると、先ほど一番最初にお話をしました管理能力疑われますよね。責任が大きいと思います。これについての処分はどのようになっているのでしょうか。

○人事課長

これも当初の説明でお話したように、やはり関係者の責任問題という部分で、そこはまだ処分に至っておりませんので、今後しっかりと管理体制、当時の管理体制等々も含めて、さらに検証であるとか調査を進めて、しかるべき処分を行う予定でございます。

○しば佳代子

ぜひ1人の責任じゃないということをお覚しいただいて、携わった方も今後このようなことが絶対にならないようにということと、あとは処分を受けるべきだと思いますので、そこはしっかりと行っていただきたいと思います。

以上です。

○小林おとみ

処分についての報告なので、処分が妥当なものかどうかという判断を私もしなければなりませんので、幾つか説明された点について確認をさせていただきたいというふうに思っています。

1つは、A事業者との間での業務提携契約書についてというのがあります。Aというのは、本会議の答弁から推測しますとイノリ一企画というふうに名前が公表されておりますので、これは公の場で話しているんだと思いますね。本会議、区長が答弁しておりますので、イノリ一企画との間での業務提携契約書、原文を見ることができました。原文を見ますと、これちょっと私たちはふだん常識的に考えたら、ちょっとびっくりする、先ほど課長もおっしゃっていましたが、これですね、業務提携契約書、契約を交わしているのは、今言った職員本人の個人印のある個人、甲。乙がイノリ一企画というふうな文書になっています。この契約書について、交わされていることについて、区はこれはいつ、どの時点でこの文書の存在を知ったのか、そして、こういう契約書を交わしたことに、いつ知ったのかというのを教えていただけますか。

○人事課長

こちらにつきましては、所管からこういったような事故が起きているというお話があ

りまして、所管課のほうでも調査を進めていました。その調査を進める段階で、こういったものが明らかになってきたということで、この事故報告自体が昨年9月以降になりますので、そこからのまた調査の中で出てきたということです。

○小林おとみ

この契約書には、契約の業務提携の内容が書いてあるのと、その中には、例えば基本的には飼育継続、この業務提携契約は在来種クロマルハナバチの飼育と育成についての内容となっていて、このホテル飼育施設で個別に育成を行うとか、それから、個体採取を行うとか、それから、そうした研究を、甲というのはこの職員ですね、職員の指示によって行うとかということ提携して、そして、その費用負担なども書いてありまして、基本的には飼育継続費用は甲が負担すると。甲というのは職員の側ですよ。区なのか本人なのかわかりませんが、というふうなことまで書いてあります。こういう契約書そのものが、しかし、そういうこのイノリ一企画と職員がこういう業務提携をすること自体について、文書を交わしたかどうかは別にしても、そういうことについては、区は知っていたのかどうかですね。話として聞いていて、例えばこういうハチの飼育について、職員としては区に、上司に話もしていたと。それはなかなかいいんじゃないかと言われたとか、何かそういう経過があって、実際やっていたということと、それから、しかし、そういう口約束のような口頭のやりとりで仕事が始まってしまったという問題と、それをしっかり文書にしたためて、文書で契約書を交わしたというのではまた質が変わってきますよね。普通にいけば、もしやるにしても、普通にいけば、やるならば区としてきちんと予算もつけて、事業化をして、契約を結んでやるようになると思うんですよ。普通の常識的に考えれば、ところが、それが個人の判こで個人で、個人的な契約書を交わしてしまっているということ自体について、この文書は本当に区としてどういうふうにごこの文書を取り扱うのかもあるし、それから、そういう文書が交わされたこと自体を区が知らなかったということになるんですか。知らなかったとしたら、それはなぜなんですかということになるんですけど、どうなんですか。

○人事課長

まず、上司が報告を受けていたかどうかという話だと思うんですが、当時の上司等にも事情を聞いておりますが、全く知らなかったと。報告を受けていないということなんですけれど、一般的に被処分者が上司に報告したというような話をしているということなんですけれど、一般的に言えば、上司に報告して了解を得るのは、その後によっぱり記録を残すものなのかなと思っていますし、これだけ重要な案件である部分で、逆に言うとしっかりと口頭で行ったことがしっかりした報告になっていなかったのか、あるいはしていないのかという話になってくるのかななどは思っております。

この業務提携契約書自体、区としてどういうふうに取り扱うのかという話なんだと思いますが、一般的に契約行為は、区が契約行為をする場合には、少なくともいわゆる権限がある者が公印を使って、いわゆる角印ですよ。それを使って行うものです。こちらは板橋区ホテル飼育施設というふうには冠はありますけれど、個人名ということで、しかも、いわゆる私印です。そういったものというのは、全く公の業務に係るものではないというふうにしかり理解ができませんし、個人の契約としか言いようがないと思います。

○小林おとみ

公文書とも言えないし、公の取り交わした文書でもないし、しかし、個人が勝手に交わしたといっても、つまり文書としての性格が全く成立の根拠がないというかな、そう

いう私は印象を持ちますし、それから、認められないというふうには思います。公文書偽造というのとまた違う気もするし、何か複雑な思いがするんですけど、こういう文書を、でも、もっと言うと、こういう文書が区の職員としてつくれてしまうこと自体のその資質が問題だと私は思うんですね。普通、公務員であるならば、自分が個人でどこかの団体と契約するようなことはあり得ない話なんで、それをしてしまうこと自体の問題点というのが、まず処分の一つとしては大きな重要な職員の失墜行為だというふうには私は思っています。業務に対する不適切な運営というんですかね、そういうことに当たるとは思います。

それと、もう一つが、その次にあるB法人との2つ目、A事業者とB財団法人との間の売買契約書と秘密保守契約書、これも現物見せていただきましたけど、本当に不可思議な、ちょっと大変不可思議な不可解な文書です。ここでは先ほどあったイノリー企画と、それから、財団法人の都庁ふれあい公社と、イノリー企画が甲、ふれあい公社が乙、そして、この職員が丙というふうになって当事者になっていて、そして、イノリー企画はこのホテル生環境館と業務提携契約及び知的財産権の取得保有管理運用事業目的の一部としている事業主であると書いてあって、イノリー企画は下記の特許権の一部を譲り受けて、ホテル生環境館の持っている特許権ですよね、これの一部を譲り受けて、クロマルハナバチの農業生産現場の商品化を目標としている事業者だと、こう書いてあるんですね。ここだけでも何か不思議なのは、例えば特許権の一部を譲り受けるということについて、区はこのことを、ここは区がかかわりますよね、特許権は区が持っているわけなんですか。この特許権の一部を譲り受けるということはどういうことなんですか。

○人事課長

こちらのいわゆる売買契約書に関する事項でありますけれども、ここでいう特許権というのが、いわゆる日本在来種クロマルハナバチの繁殖供給飼育方法の特許権なんだと思います。これについては、被処分者の、区はかからない独自の特許ということで考えています。

○小林おとみ

それはわかりました。これは、じゃあホテルとは違いますからね、そのハチの部分の一部を譲り受けて、そして、その職員が個人の名前で出てきて、そして、契約の当事者になっているということですよ。その中には商品化に伴う費用面の問題などについても言及がされています。これも先ほどの文書と同じように、公文書、契約文書として成り立つような文書なのかどうかと。公務員がこれに携わって、自分の判こで契約書を取り交わしたことについて、これはこの文書についても、区はいつどのように知ったのかというのを知りたいんですね。どう考えたのか。

○人事課長

先ほどの提携契約書と同様の形で、区のほうは入手してございます。この契約書の見解ですけど、やはりこれも同様です。極めて不適切な文書の取り扱いだと思っております。権限がない者が適切な手続を踏まないで、しかも個人名で、組織上もこれ施設で単純に事業の名称というか、事業をする場所であって、組織上の施設でもないという部分でいうと、全くこれは被処分者個人の契約と解するしかないというふうに考えております。

○小林おとみ

ちょっとあんまり長くなっても悪いので、2つのAとB、1つ目、2つ目については文書そのものを私はこういう文書を個人で交わすということ自体を平気のできるっていう、平気であっておかしいけれど、職員として、通常職員としてのきちんとした知識を持ってれば、やってはならない行為だということはわかっている。わからなければいけないと思います。その点では、きちんとした対応が必要だというふうには思います。

それから、次に静岡県C町の問題ですけども、これも主任技術者としての記載されているこの書類もいただきました。皆さんのところにも多分届いているんだと思うんですけど、これはまた驚くべき文書で、多分各会派に届いていると聞きましたよ。業務委託契約書。普通、公の町がある業者と契約を結ぶというときには、当然相手方の公の、会社の側には会社と契約を結び合うと。会社の代理人は個人名が書いてあって、主任技術者がこの職員の名前になっていると、こういう会社の一員として名前が書いてあるような契約書を結ばれているということでびっくりしたんですけど、だから、これも、だから、公務員がその一つの会社の一員となって主任技術者になっていて、委託料が払われていて、お金が回ったかどうかは全くわからないけれども、こういうふうな形で一つの事業者の中に一員となって入ってしまったってことについてですよ、こういうことが起きていること自体を区も知らないとかっていうこと自体が、これがまたよくわからないんですけど、こういうことが起きていたこと自体について、調べた当事者としてどういうふうには思っているのか。

○人事課長

こちらにつきましても、被処分者のほうに確認してございます。被処分者のほうは、あくまでも業者が勝手に名前を使ってこういったものを提出した、あるいは業者のほうはC町のほうからこういうような通知書が送られて、判こを押してくれということを出したという話になっていますけれど、ただ、実際にこの業務について、このC町まで被処分者が行って施工を手伝っているというか、従事しております。その工事に従事しております。被処分者はあくまでもボランティアとおっしゃっていますけれども、実態としてはこういうような文書があって、実際の工事に携わっているということであれば、実質的には営利企業の事務従事というふうには解釈せざるを得ない、そういうふうには考えています。

○小林おとみ

あと、じゃそれはそこについて、それからもう一つは、今度は先にいきますか。鍵の貸し出しの話に飛びますが、鍵の第三者への貸し出しも、これも私、普通に考えたらやっぱりあってはならないと思うんですよ。普通、通常施設の管理、板橋区の施設ですから、区の施設の管理を鍵を持つ人が誰であるのかというのは、とても大事な問題で、それは学校でも保育園でもどこでも、例えば避難所になるところだって、まちの人がやる場合だって、まちの人に管理をお願いする場合だって、きちんと区としてお願いして鍵の管理をしてもらっているわけですよ。そうした点では、私はこの第三者に長年にわたって鍵を貸していた、あけて管理をしてもらっていたという問題についても、中で行われている事業の専門性などについてを、あったとしても、公の管理について責任を負うという立場に職員が立っていなかったというふうには私は理解しなくてはならないというふうには思うんですけど、その点については、区はどうですか。

○人事課長

○おなだか 勝

すみません、資料をいただきました。ありがとうございました。

この中で、坂本区長宛てにそれぞれのところから研修会講師派遣についての依頼とか、依頼書が来ています。これについては、きちんとこの依頼について行った場合には、じゃ行きますよという、公印ついたものを相手方に渡しているのか、いや、全然これは行っていませんよということになったのか、どっちでしょう。

○人事課長

きょうお示したこの資料なんですけれども、私どももいただいているんですが、この中でいうと、一部は私どもでも区で受け取って決裁処理をしている部分があります。ただし、相手方に、じゃあ依頼に対して派遣します、そういったような逆の回答みたいなのは出してない、そんなようなことを聞いています。

○おなだか 勝

じゃあ回答していないということで、そのことについては区と向こう方に関してのいろんな業務提携とか、そういうものはない、講師についても派遣はしていないということなんでしょうけれども、ただ、そういう依頼があったということは、何かしらそういう関係はあるんだなというのは察知できたという状態にはあったということによろしいですかね。

○人事課長

こういったような依頼文を全部は多分見せているのかどうかかわからないんですけれども、でも、実際に決裁処理をしている部分がありますので、そういった部分では認識していたと思います。

○おなだか 勝

次に、先ほど来出ているイノリー企画、A事業者、D事業者、宗教法人のEですが、これと元職員さんがかかわっていますよね。例えば業務提携とか何か事業をやって六百何十万払ったとか払わないとかってやっていますよね。お金が介在しています。この職員さんも中に入ってやっていることに関して、職員さんが例えばA事業者なりD事業者から給料を取っていたとか、あるいは一回につき幾ら取っていたとか、そういうことに関しての証拠というか確認みたいなものっていうのはあるんですか。

○人事課長

実を言うと、私どもは警察と違いまして、捜査権がありませんので、深くお金の流れってなかなか捜査はできないんですが、本人、あるいは関係者からの事情聴取の中でこの範囲でございます。

こちらのお金の受領に関しては、本人はあくまでもハチのために行ったものであって、ボランティアである、あるいはハチのために行ったということで、お金の授受は一切ないと言っています。

○おなだか 勝

わかりました。

この懲戒処分についてですけれども、不服ということで何か弁護士さんとその元職員さん、記者会見を開いて、訴訟も辞さないみたいな構えですけれども、実際に訴訟は起こしたんでしょうか。それともまだやっていないんでしょうか。

○人事課長

今までのところでは、訴訟の訴えというのは聞いてございません。

○おなだか 勝

今後もし向こうがそういう訴訟を起こして、この処分に対して不服であると。あちら側の言い分ってありますよね、とりあえず記者会見の中でもそうですし、我々いただいている資料の中にもこういうところがおかしいとか、こういうところはどうかと書かれています。それに対して、皆さん側のほうも、区のほうも、いや、こういう書類が残っているとか、こういう証拠があるとか、こういう証言があるという形でやっていかなきゃいけないと思うんですけれども、現状のところ、きょうの処分の事実概要、処分理由を見て、我々はそれが本当であれば、これはいたし方ないことだなと思いますけれども、実際に公判になって、そういったものを維持できるだけの証拠というのは、皆さん方のほうでは今回出している理由、事実については間違いなく示せるだけのものはあるというふうに考えてよろしいですか。

○人事課長

私どもについては、確証を得たものだけで、その分で処分しているということで考えております。

○松崎いたる

この問題ね、ちょっと質疑するに当たって、ちょっとまず私がどういう立ち位置にいるかというのを表明しておきたいんですけど、今回ホテル館の元飼育担当職員が懲戒免職になったということ、これは今報告されている処分理由に照らして当然のことだと考えますが、ただ、この一人の職員の懲戒免職だけで終われる問題かといったら、そうではないと私は思います。

今お話にあったように、決定的なところは上司はわからなかった、知らなかったかもしれないけれども、この職員がやってきたことというのは、結構大っぴらなんです。私もこういう事実、事前にわかったのは、この職員の名前をインターネットの検索にかけると、次から次へのこういう名前が出てくる、ある企業名の技術責任者として登場したり、技術の指導者として登場したりということも含めて、次から次へとこういう職員が民間の営利企業に関わってきたという証拠は全部出てくると。このAとかCとか書いてあるところも、これも私も事前にわかったのはこういうことをインターネットですよ、公開の資料で知り得たという状況です。

ですから、区のほうが全然そういうことが察知できなかったという言い訳は成り立たないと思いますので、まずお聞きしたいのは、これが今言われているようにトカゲの尻尾切りとか、あるいはこれにて一件落着で幕引きとかいうことはあってはならないと思うが、今後上司の責任も含めて追及をしていくとか、調査をするお考えはあるのか、そ

の辺の決意も含めてお聞かせください。

○人事課長

私のほうで当初のところでお話ししたように、調査については継続していきます。さらに責任問題も含めて区の組織体制、あるいは管理体制についても重点的に取り組んでいきたいと考えております。

○松崎いたる

ぜひお願いしたいんですけど、ただ、この話は大野委員が最初の職員の採用のときから掘り起こしておりましたが、私もその辺のところから実は掘り起こして考えていかなきゃいけない問題があると思います。

きょうここに持ってきたのは、「ホタルよ、福島にふたたび」という阿部宣夫、懲戒免職になった職員が2年前に書いた本です、出版した本です。この中の本の中で、読んでみますと、例えばさっきの板橋区の職員になっただけが書いてあるんですけど、板橋のこども動物園が好きだったと。このこども動物園に働きたくて板橋区役所を応募したら合格したという話があるんですけど、そのくさりの中で「思い立ったらすぐ行動するのも私の性分、板橋区役所の試験を受けて無事に合格することができました。希望の勤務先はもちろんこども動物園。とはいえ、新人がいきなり自分の行きたいところに配属されるとは思えません。実はおやじは、役所にもコネを持っていました。私は初めて自分から父にコネを使ってくれと頼みました。高校進学するときも大学に進むときも、親のコネなんて格好悪いとはわづけていたのに」、要は親のコネを使って希望のこども動物園に配属されたということが書いてあります。

もう一つは、あと今のホタル飼育施設ができたところの話なんですけど、「理想の施設に向けて一歩ずつ進み始めていました」、これはホタルの施設のことです。「そんな私の活動に対する役所の態度は相変わらず無関心でした。区長が認めたことだから黙認しようという思いだったのかもしれませんが、もつとも私はほったらかしにしてくれたほうが助かります。余計な口を出されるよりも、自由にさせてくれたほうがいい、むしろありがたいぐらいです」、こんなふうに自分勝手にやって、上司から命令されないほうがいいんだというようなことを、この一般に売っている本の中に板橋区についてそういうふうにしてあるんですよ。今この本読んでるかどうかわかりませんが、区の職員がおやじのコネ、父親のコネを使って希望の職場に配属されたとか、あるいは区から干渉を受けなくて自由でやっていけるからいいというようなことを書いてあるということ自体、私は区の公務員としての素質からしてこれ問題だと思うんですけど、いかがお思いですか。

○人事課長

私は残念ながらその本読んでいないんですけど、コネがあったとかいう話なんですけど、今現在では全くそういうのはあり得ません。私たちが公正・公平に人事行政を行っているつもりでございます。

○松崎いたる

当然ですよ。公務員なら絶対コネを使ってとか、あるいは区から干渉されなくて自由にできるからいいなんていうことは、口が裂けても言えないぐらいの高い意識を持っていなければ務まらないはずなんですけど、この職員はこういう感覚を平気で刊行され

た著書の中に書いて、同じ場所ですつといたという、本当に特異な職員だというふうに思います。そういう職員が起こした事件というか、そのようなことだというふうな見方も必要だとは思いますが。

ただ、一方ではホタルの飼育技術を持っているということで、大変人気もありました。人気があるからこそ、こういう本が出版されるわけなんですけど、その中で今、区の職員が懲戒免職になったことについて、きのう手に入れましたけど、こういう黄色いチラシの中で、職員は無実というか懲戒には当たらないというふうなチラシが配られています。

ここに書いてある、このチラシを配った人たちの疑問からまずちょっと解きほぐしていきたいんですけど、まずハチの話では、ここでいう後者のほうですね。財団法人B、石川県の会社から先ほど触れられましたけど、要請文なりいろいろと公文書でお願いが来ていたと。だから、区は上司は知っていたはずだと。その上司の承認のもと、この契約を結んだという、だから、懲戒免職には当たらないという弁明をしているようですけども、これについてはいかがお答えですか。

○人事課長

こういったことをおっしゃっているんですけど、現実的に区の承認があった、あるいは上司の相談をしたという形であれば、今明らかになっています契約書なり売買契約書なり業務提携契約書ですか。そういうところで、一般的な先ほど言いましたけど、公印を使って手続を踏んでやるわけなんですけど、このような趣旨で自分の名前で行うことは考えられないと思います。

○松崎いたる

そうですか。人事課はそうお答えなんですけど、じゃちょっとほかに一般的に、この件に離れて一般的な区の契約方法を教えていただきたいんですけど、議会で承認を得て議決するというのはもちろん、区長が相手と契約書を交わすわけですが、議会の議決を経ない、いわゆる所管課契約というのがあると思います。例えばこの場合も、ホタル館という所管の課が契約を結んだと考えられなくもないんですけど、それに異議があれば言うっていただきたいのと、たとえ、だから所管課といっても、環境課とか、この場合でいうと、当時は、あるいはエコポリス館とかいう名前でも所管課契約を結んだとしたら、所管課契約の場合はどういう契約書になりますか。板橋側の判こというのは誰が判こつくんですか。

○契約管財課長事務取扱総務部参事

基本的に、契約締結権は区長にありますので、区長が契約を結ぶという形になります。

○松崎いたる

所管課契約ですから、逐一報告は行くでしょうけど、あくまでも決裁権が持っているのは、所管の部課長ということになるとは思いますが、その場合でも決裁の判こを押すのは区長印だということですね。

としますと、先ほどの話繰り返しますが、今回の場合はホタル館館長として契約を結んでいます。これは契約書としては、ちょっと重なりますけど、どういう書類だというふうには認識したらよろしいでしょうか。当然相手方の財団法人B、これは行政が出資

をした公社です。その公社から見ると、板橋区と契約したものだということで契約が結ばれていると思うんですけど、板橋区から見た場合はこの書類は何なんですか。

○人事課長

ちょっと繰り返しのご答弁になってしまうかもしれないんですけど、区としては権限がないものが適正な手続を踏まないで、しかも個人名ということです。個人名の頭の冠のところに、例えばホテル生徳館館長何がしということで書いてあったとしても、それっていうのは組織上の施設というか名称ではなくて、あくまでも事業を行う場所だけでありまして。そういった部分でいうと、この契約についてはあくまでも被処分者個人の契約と解されるものと思っています。

○松崎いたる

その被処分者個人の契約だというふうにしても、そうしたら私は問題が生じると思うんです。先ほども言ったように、契約の相手方はあくまでも板橋区ホテル生徳館館長としてサインをもらっている。しかも、板橋区には先ほど言いましたように、区長名宛てに要請書を送っていて、協力してくださいという正規の書類も送っていて、その後契約が結ばれたとなると、私はある意味で詐欺に当たるといえるかな、向こうからすれば、板橋区が了解をしたというふうに見せかけて、そういうサインをさせた。実際に個人の契約だといったって、この事業を個人で担えるだけのものじゃないですよ。何千万というお金が動く契約書ですから、それを個人の責任で結べるはずもないということになれば、やはり向こうは板橋区の信用を信じて契約を結んだわけです。そうなる、私はこの詐欺にも当たる、詐欺というのはもちろん被害を受けた側が被害だと思っただけで告発しないと成立しないわけですけど、そういう可能性も含んだものだというふうに思います。

もう一つ言えば、先ほど小林委員は公文書偽造かと言えばそうでもないかなんて言いましたけど、これも、でも私は微妙だと思います。やっぱり板橋区という公文書に見せかけて私印を押しているわけですから、雅拙とはいえ公文書偽造という犯罪行為にも類するものだというふうに思いますが、こういった点、きちんとそれなりの機関に相談をするなりしたほうがいいのではないかと。社会正義から照らして、板橋区の権限を名乗ってこういう書類を作成すること自体、私はこれはもう告発すべき事案だと思います。もちろん懲戒免職という社会的制裁はそれなりに受けているとはしても、このことだけでもきちんと法的にも明らかにするべきかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○契約管財課長事務取扱総務部参事

まず、契約の効力については、私どもとしましては、この方には何の権限もありませんし、今、委員がおっしゃったように、ただ、相手としては区としたんじゃないかと思うようなこともあるんじゃないかというのは確かにあるかと思いますが、ただ、一般的に区がつかつてこの方に権限を与えたこともないし、そういった事実も一切ございませんのでそれは向こうが安易にそういうふう信用したとしても、それをもって区と契約が成立となるというようなことはないというふうに思います。

それとあと、刑事事件の関係については、今おっしゃったような成立の可能性はあるかと思いますが、それについては警察のほうでやっていただくことになるかというふうに思います。

○人事課長

それと、後段の公文書の取り扱いでございます。この公文書の取り扱いに関しまして、私どもの懲戒処分の基準がありますが、その中で公文書の取り扱いの不適正というものがありますので、そういった部分で今回の処分の量定の中に含んでおります。

○松崎いたる

私は繰り返しますが、これはこの件だけでも公文書偽造なり、詐欺罪なり、適用も考えて行動していただきたいというふうにするんです。なぜなら、この件について、いたばしホテルの安全を守る会ですか、そういうホームページも立ち上がっていて、その中で個人の判こをついちゃったのは問題かもしれないけど、それは注意ぐらいで済むんじゃないかというふうなことが宣伝されているわけですよ。だから、そういう中であって、そういう甘くはないということを知らしめるためにも、きちんと決着をつけるべきだと思います。

もう一つ、記者会見をやりましたでしょう。これが不当だということ。その記者会見に集まった記者さんの中にも、これはちゃんと書類がそろっているんだから、最後のところでちょっと不備なところはあったかもしれないけれども、懲戒には当たらないんじゃないかっていうような認識を持った記者さんもいるようです。ですから、間違った認識が広まっているところでもありますから、きちんとやっていただきたいと思うんですね。よくあるじゃないですか。消防署のほうから来ましたという人が消火器を売りつけるという話。あれが本物の消防士だとしても、やっぱり得体の知れないものを売りつけると犯罪になると思うんです。やっぱりそういうことを考えたら、この職員が勝手に判こ押して契約を結ぶという行為については、法的な問題もきちんと追及していただきたいというふうに思います。

先ほどのお答えと同じになると思うので、先に進めますが、次に静岡県C町のホテル水路整備についてなんですけど、ここでも元職員側の弁明というのが、もともと昔から、以前から付き合いのあったところには特許料を免除する、そういうルールがあったんだ。それに従っただけだという話をしています。本当に特許料を免除する規定なりルールなりというのは板橋区に存在しますか。

○人事課長

こちらでも所管課を通しまして、あと関係者の事情聴取を通して、明らかになっているところがございます。被処分者に関しましては、この特許実施料の要綱自体が平成14年度にできたわけです。平成14年度以前からホテル生徳館とお付き合いのあった団体等の方については、免除をするという取り決めがあったと本人はおっしゃっています。その部分で、当時の課長、あるいはもう退職ですけど、これ係長に確認をしたり、あるいは文書等残っているかというところで確認したんですけど、残念ながら文書では残っていないんですけど、ただ、当時の上司等に確認したところでは、平成14年の要綱ができたときに、既に工事等に着手したものであるについては、それはもうやむを得ない、免除しますよと。それしかないんで、被処分者が言っているように、単にお付き合いという部分で免除ということはありません。

もう一つ加えれば、そういうお付き合いという部分でいうと、何分一定の支持を得ていた事業ですので、たくさんの団体、あるいは区民の方が来ています。そういった方全てにおいて免除ということは現実的にはあり得ないのかなと思っています。

○松崎いたる

そうですね、私もそんな規定があるというのは聞いたことないし、見たこともない。仮にあったとしてもですよ、どこそこを免除する、免除しないって決める基準がないんですよ。不公平になるわけですからね、免除するところとしなないところというのが。もしこんな案件が出たと思ったら、私は議会の中でも大目めになるんじゃないかなと思っております。

もう一つ問題なのはね、実際にこの免職になった職員は、さっき言った本の中にも100か所以上こういうせせらぎを担当して成功させてきたと言っているんですよ。だけど、115とか120とか言ったりするんですけど、だけど、この間資料を出してもらったけど、実際に板橋区に特許料が入ったのが20件でしたっけ、25件だったか……25件でしょう。もう随分前からもう入ってこなくなっているんだよね、特許料は。そうすると、100件以上やっているって25件ですから、75件以上は特許なしでやっちゃったのか、あるいは少なくとも板橋区には歳入なしでそういう工事をやってきたということになっているんですよ。

そうしますとね、今回明らかになったのは120万円歳入を入れなかったということになっていますけど、それ75件掛ける120万円としたらね、もっとべらぼうな金額にもなるわけですよ。120万円といたって、もともと既定の中で発明者である元職員に4割は還元できるような仕組みにもなっていたので、120万といたって丸々板橋区に入るわけじゃないんですよ。だから、そういうこともあるんだけど、残りの何件、75件、全て私は調査し尽くす、この人が勝手にやっていることなんだから、いろいろ書類残っていたり残っていないというところはあるかもしれないけど、きちんと調べて、これは職員に請求をする、そういうことも必要だと思うんです。いかがですか。

○人事課長

確かに委員がおっしゃるように、本の中で自己申告のところで130余の箇所ですね、実施したということで、25件の特許実施料しか入っていませんので、差し引き110か所ぐらいあるわけですよ。その分については、全部列挙してありますけれど、個々の部分で調査を進めていくんだらうとは思いますが、ただ、そこからどこまでちょっと追及できるかというのがわかりません。一番古いもので平成4年からリストアップされていますけれど、そういった部分でいうと、それで行政もあれば個人もあるし、企業もあるということで、ただ、その部分でいうとまだまだ追及する部分はあるかと。

○松崎いたる

ぜひやってください。

それでね、今回それをそのせせらぎづくりで事業者に便宜を図ったということになっていますけど、その便宜を受けた側の企業、今度は何だっけ、Dね。ホテルの英語名が企業名になっているところですけど、このD事業者が今またいたばしホテルの安全を守る会のフェイスブックに書き込んでいるのを私見ました。もう聞き直っています。この会社は2004年10月以降、この会社がホテル再生のほとんど全てを行っていますというように書いてあって、板橋区はこの館長ね、処分になった館長と言っているんですけど、館長に特許権実施料の請求に対し要する判断を全て委ねていたと聞いています。この請け負った事業者のほうは、職員が特許権をどうこうするというのは全部委ねられていると聞いています。この約束事もしどこかで変更されたのであれば、通常区はそれを事前にこの館長に通達しなければならぬが、通達をしていないと。そういう今まではあなたが特許権をどうこうするって決めていいよって言ってきたんだけど、そうじゃなくなったよって通達をしていないから、今回もセーフだって言っているわけなんです。こんなことをこれまたホームページというか、インターネットの世界で堂々と事

業者側が言っちゃっているわけですよ。

私、問題だと思うのは、ここがもう2004年以降ずっとそのホテル館からの仕事を請け負ってきたということを公言しているんだけど、私もこれはこの会社のホームページを開くと、元職員がですよ、共同開発及び技術指導理学博士で阿部何がしというふうに、この企業のホームページにも書かれていて、板橋のホテル館をやっている人が技術指導しているから立派な会社なんですよっていう宣伝をしているわけです。こういうことを公言している。

私、もう一つあるマンションのブログを拝見したことがあるんですけど、そのマンションでは、マンションの敷地内にホテルのせせらぎがあって、そのせせらぎの管理について何かホテル館に問い合わせをした内容なんです。問い合わせをするのはいいですよ。問題なのは、その答えなんだ。ホテル博士から返事が来ましたということが書いてあって、当人が書いたと思われる内容が書かれているんだけど、そこにはホテル館は区の直営施設ですから、工事を請け負うことはできませんが、事業者を紹介することができます。事業者はここで書いてあるD事業者がやります。月々5万円から6万円で請け負いますから言ってくださいと紹介しているんですよ。実際に。

だから、今回の処分理由の内容ね、私はそういう情報を事前に見ていましたから、すぐ合点がいましたけど、こういうふうに一職員がですよ、特定の事業者と契約関係を結ぶ、こういうことっていうのは、今まで板橋区の中であり得ることですか、それとも許されることですか。どうでしょう。この会社はもうホテル館の専属企業として契約というか、そういう関係を結んでいたって自分たちで言っているんだけど、こういうことって許されるんですか。

○人事課長

今、委員がおっしゃられた部分でいうと、そこは全くあり得ない話だと思っています。

私どもの職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例というのがございますけれど、そこに職員の倫理に関する条項が書いてあります。当然その中には、常に公私の別を明らかにして、その職務や地位を私的利益のために用いてはならない、あるいは区民の疑惑、または不信を招くような行為をしてはならない。さらに職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに取り組まなければならない、こういったような職員の倫理のところから照らし合わせますと、非常に不謹慎な行為だと思います。

○委員長

松崎委員の質疑の途中ですが、20分を経過いたしましたので、ほかの委員で質疑がありましたら、挙手願います。

○大田ひろし

じゃあ、若干事実関係だけちょっと確認をするんで、聞いておきたいと思います。

我々もこのホテルの事業については、長年応援してきたほうですし、そして、この板橋の特許をもって自然の再生とか、あるいは全国の市町村のまた再生に取り組めるようないたばしNo.1事業になるんじゃないかというようなことで、これまでも純粋に思っ

てまいりましたが、非常に残念な報告を受けているという状況です。まず最初に、ほかの委員からもありましたけども、こういった案件が電気工事の件もありました、教育委員会のね。それから、私費会計の横領もありました、その後。それから、保育園の小さなことかもしれないですけども、給食費の延滞というか、もらっている人たちが納めていないというような事件もあります。この件もそうなんですけ

ど、基本的にやはり1人で長年やっているとか、あるいはお金に携わっているところというのは、非常にいつも危険が潜んでいるわけですね。そういったところをこういうチャンスにきちっと洗い出しをしないと、再発防止、再発防止、その事件が起こるたびにやっても、基本的には改善できていないと、こういうふうには僕は思います。

この今言った4つの事件でも、僕がいる時代に起こっているわけですから、そういう意味でさまざまな議会としても提言してきておりますけれども、この機会にぜひ全ての所管をチェックしながら、かつやはり管理職というものがどこに視点を置いていかなきゃいけないのか、問われたときに誰の責任になるのかということころは、やはり課長以上の方々は持っていかなきゃいけないのかなど。いや、私は知りませんでした、確かにそのとき違っていたら、その方の責任ないかもしれませんが、ただ、やっぱりその方がいたところで起こっている事件については、やっぱりある程度の責任は問われて当たり前だと思うんです。

そういった意味では、さまざまさつき10年以上とかっていう、だから、長くやっている人が悪いわけじゃないので、それは間違いですよ、専門職でどうしてもかかわっていかなきゃいけない。だから、こういうことが起こらない仕組みをやっぱり要注意しながら、管理職は持っていくっていうことをきちっとやっていただきたいと思っております。そういった精査をしたのかどうかっていうことも含めて、ちょっと初めにご意見ください。

○人事課長

今回の事故に関しては、これもちょっと私のほうで繰り返しになってしまいますけれども、要するにホテルの累代というところで、そこを絶やしちやいけないうすごいリスクを欠いた中で、それぞれの歴代の管理職っていうのは問題意識もあって、抱えながら、でもやっぱりそのリスクという部分で踏み込めないのがあったという部分、これはそれぞれの上司も所属長もそうだし、私たち人事もそうだと思っております。そういった部分では非常に反省すべき点だと思っております。

そういったところを踏まえまして、例えばこのホテルであれば1人の職が館を背負っていたという部分がありますけれども、そういった部分、あるいは金銭を扱う部分で個人が陥ってしまうような体制があるところ、そういった部分について、再度見直していきたいと考えております。

○大田ひろし

考えておりますではなくて、絶対にこれは指示して、やはりやって、やはりもう課長以上がその意識を持って課長になっていただかなきゃいけないし、やっぱりその点はやっぱり今後危機管理というか、そういう部分はきちっとやっていただかないと、一生懸命やっている職員に対して申しわけないと僕は思いますよ。区長初めですね。そういうことで、ひとつお願いしたいと思います。

それで、こちらのほうのことについては、僕も余り、区民環境委員会で今、陳情審査をやっていますから、こちらに上がってくるのは初めてなんですけれども、1つはこの処分理由の中で、要するにみずからも営利事業に携わったということが一つの理由になっていますけれども、このところできちっと営利事業に携わったと言えるところについて、区が明確にしているところというか、情報としてこれなんだというところがあれば挙げてもらえますか。

○人事課長

営利企業という部分でいうと、1つがハチの関係です。ハチの商品化のために、これ

は営利を目的とした事業ですよ。その中で、この売買契約書の中で明らかに被処分者のほうが、そのハチの商品化のための役割を担った、お話ししましたように、ハチの生育の確認ですか、そういったものが明らかに契約書の中でうたってございますし、実際にやっていた、それはご本人もおっしゃっています。

それともう一つなんですけれども、次はC町のホテル水路整備に関することです。ここについては、業務代理人通知書に主任技術者と記入されておりまして。これはあくまでも事業者が勝手に記載して、C町のほうに出したんだというふうには被処分者がおっしゃっていますけれども、ただ、実際にはボランティアとはいいながら、この導水路整備に現実に現地まで行って重機をもって携わっていますので、実質的にはこれは営利企業に携わっていると。そういったような解釈でございます。

○大田ひろし

わかりました。一つのハチの売買の契約については、先ほど松崎委員のほうから詳しくあったんで、僕は言うつもりないですけど、逆に、でも、これが履行されていなかった場合は、板橋区ホテル生環境館として、括弧ですから（阿部さんを含む）という表現で書いてありますが、当然板橋区に対して損害賠償みたいなことは来るのかなど。損害賠償まで言うかわかりませんが、最低月350匹でしたっけ、契約をするというようなことも書いてあるわけです、4,500円で。

これ簡単に計算すると157万円ですよ、月ね。そういったことが例えば履行されなかった場合に、向こうも補助金もらっている団体ですから、一定の公共を担っている団体ですよ。町長の声も入っている団体ですから。そういった意味では、そういうことが逆に言われた場合は、やはり松崎委員が言われたこともやっぱり公文書偽造で、私印でやって、こういう契約は成り立つのかどうかということも含めて、やっぱり背任行為というふうな部分では刑事事件にもなるのかなど、こういうふうには思いますが、そこら辺は今後やっぱりちょっと検討していただいて、やっぱりやるべきことはちゃんとやっておいたほうがいいのかというふうには僕は思いました。

それからもう一つのほうですけども、特許の実施料金で区が確認したの、この120万、C町の件だけしかいないんですか。これ確認しておきます。あとはちょっとおぼろげながら推測になってしまうんで、書けないのか。もうちょっとあるのか、ということですね。

それから、もう一つ聞きますけど、板橋区は特許を持っているというこの特許について、僕は今までちょっとあれだったんですけど、水槽の累代飼育の設計図みたいなものに対して、これは特許がある。もう一つはそのクロマルハナバチの増産技術についても特許があるというふうにあるんですけど、これは2つあるというふうには考えていいんですか。

○人事課長

まず特許の事実確認なんですけれども、このC町のほうについては、こういうような書類が出てきましたので、そういった部分で確認がとれているというところで、それ以外のところは残念ながらちょっと確認できていないところです。

それと、クロマルハナバチの特許に関しては、これはあくまでも発明者は被処分者を含む他の方ということで、区の特許というふうには捉えてございません。

○大田ひろし

そうすると、この特許はこの阿部さんですかね、が個人で持てる特許ということではないわけですか。なるほど。

その特許をこの財団法人Bです、Bがこの売買契約するに当たっては、その特許を活用している、あるいは使わせていただいているということで、そういうお金のやり取りというのは、これはないんですかね、通常は。ここではわかりませんか。

○人事課長

まず、特許の私どもの要綱であるんですけど、ここで区が持っているホテル関係の特許という、こちらに列挙されていて、せせらぎの特許と、それと生態水槽、これもホテルの関係ですね。それと、ホテルの映像、それとホテルロボットというのがあったそうです。それだけです、このハチに関する特許はありません。

あと、ハチの特許使用料について、その被処分者との関係でどうなっているかというところは、ちょっと私ども事実はわかりません。

○大田ひろし

じゃ、あともう一つですけど、ホテル館は長いこと、これ管理委託契約をしてまいりましたよね、ある事業者と。その事業者はここに載っていませんね。大体千五、六百万の年間契約をしている。今回調査に入った後に、恐らくこの委託契約を破棄したんでしょう。だと思えますけど、たしか。その事業者は、こういう中には、要するに職員との関係の中で懲戒処分にあたるという状況の中では、その事業者は切ったわけだけども、何か不正行為というようなことはなかったんですか。

○人事課長

こちらの処分に関しては、あくまでも本人との絡みということになります。そういった中では、その委託業者に関するところで懲戒処分につながるものはなかった、確認できなかったというところでございます。

○大田ひろし

わかりました。

あとは、A事業者とこうありますが、A事業者というのは、管理委託契約をしているのはさっき言った企業ですから、さっき言った、載っていない。このA事業者とこのクロマルハナバチを最初に人事課長が言われたとき、最低限で区は認めていたというようなちょっと僕はニュアンスで聞いたんですね。それを飼育することについてはいいです。それは、でも、行き過ぎて平成23年4月ごろからは、ここで実際繁殖させて、そして、さっき言った会社との売買契約を結ぶようなことまでしてしまって、そこでさっき言ったお金が動くようなことになっているわけですね。一月、これ何か月やったのか知りませんが、一月約157万最低入ってくるというようなことを区の土地を借りてやっているわけですね。非常にこれは問題があると思いますが、このA事業者というのは、どうしてこういうところに入ってこれたんですか、これは。事業者っていうことは、企業とか、あるいは利益を追求できる団体ですよ。そこはどうですか。

○人事課長

私どもで調査が終わっている段階のところではいいです、もともとホテル生態館のほうのボランティアとしてお手伝いをしていただいていた方という方がいます。その方がある時期、

そのA事業者というのを立ち上げた、それからA事業者という形になっています。

○大田ひろし

このA事業者というのは、そうすると会社組織でしたかね、じゃないんですか。そこまで詳しくない。何人でこれやられているところなんですか。

○人事課長

実を言うと、私どもも税務署に出す開業等の届出書という通知を今持っています。そういう中では、所在地がこの当該、当初は当該施設の住所になっていたわけですね。その中のお1人が代表者として記載されておるというところで、従業員については6名ということで、この段階では設立当時について記入されているというところがございます。

○大田ひろし

わかりました。

いろんな方々が入り出している、純然たる我々ボランティアというふうには思っている人もいたと思うんですね。この施設には、ある雑誌には能登町では町長の決断により試験的に事業を始めることになった、さっきのクロマルハナバチの生産。ふれあい公社から2名の職員を板橋区ホテル飼育施設に派遣し、1年間の研修を受けましたと公表されているんです。そういう雑誌があるんです。それだけいろんな人たちが入り出しているということですから、そういうところがこういう不正のところになってしまったのかなということ、非常に残念なんです、そこにやっぱり目が行かなかった区のほうも、誰がどこで一体働いているのかと。誰が中心となって、どのように指示しているのかということがやっぱりなされなかったということは非常に大きな反省点だと思います。

それはそれとして、もう一つ、じゃ最後ですけども、これ最後のところで、昨年ですか、6月7日、本来区の本来業務でない宗教法人Eから、Eというのが出てきます。これは僕初めて聞きます。宗教法人から送られてきたホテル、どういう宗教法人で、なぜこれが送られてきて、ホテルだって、恐らく自分たちでつくれば別かもしれないけど、買えば相当な金額ですよ。宗教法人が善意でこれは寄附してきたのか、この辺の関係性というのは、A、D、Eですか、この関係性がどこかであるんですかね。突然宗教法人が出てきて、しかもこの年度だけだったんですかね、これ。もうちょっとこれは詳しく調べるべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

○人事課長

こちらの法人につきましては、実を言うとこのホテルの生態水槽ですかね、これを特許として利用したところなんです。それ以来、その宗教法人の業務でホテルを放して、さらにホテルの生体をお配りして、それを家庭で、ちょっとその辺からしないで、お配りして、さらに累代させてやっていこうというような事業があるんですけど、それは毎年開いているということで、ただ、その毎年開くにあたって、ホテルの生体をお配りするにあたって雄・雌を分けなくちゃいけないということで、その雄・雌は素人ではわからないということで、その部分を生態館のほうに送って仕分けをしていただいていたというような話は、相手方からも聞いています。それはもうお付き合いが何年かやっているということで聞いています。

○橋本祐幸

まず1点聞いておきたいのが、資源環境部がホテル館に入って実態調査に踏み切ったという動機は何だったんでしょうかね。把握をしていたらちょっと教えてください。

○人事課長

こちらにつきましても、所管課等からの事情聴取の中で話を聞いているところです。あるいは事後報告の中で聞いているところなんですけれど、昨年度平成25年度の4月に着任した部長が、実を言うと平成14年から17年の間、エコポリスセンター所長としてホテルの施設に携わっていたというところなんです。その部長が4月に着任の挨拶にホテルの生態館を訪問した際に、ちょっとハチの数が非常に多いということに驚きました。そういった部分も含めて疑義がありまして、こういった事実関係について調べていったところ、こういうような事実が次々浮き上がったというように所管のほうから聞いています。

○橋本祐幸

そうすると、その時点からいろいろ調査をしたと。それで踏み切ったと。こういうことですかね。

○人事課長

そのとおりでございます。

○橋本祐幸

実は、私のところにもいろいろ電話をかけてくる人たちもいます。応援団の方もいれば、反対の方もいらっしゃるだろうと、このように思っているんですが、そこでこのホテルの施設そのものは、私は行ったのは1回、それから、今懲戒免職をされた方に1回会ったというだけの話なんです。板橋区としては非常によその他市町村に対して、相当アビールもしていたし、板橋の誇りとしてきたんだらうと私は思っているんですけれども、いろんなところからいろんな人が来た。板橋区もまたそれを誇りに思って、板橋の名声を高めようと思って、いろいろ発信をしてきたんじゃないかと思うんですが、そういう政策を続けてきたんじゃないんですか。代々の区長さん。私はそのように理解をしていたんですが、それに対してはどう思いますか。

○委員長

今の質問は、人事課としてお答えできる範囲ではないと思いますので、もしよろしければ、質問の趣旨を人事に関して変えていただければと思います。

○橋本祐幸

人事課長じゃなくたっていいですよ。ここに部長さん、いっぱいいるんだから。じゃ、いいです。

○委員長

もう一度お願いいたします。

○橋本祐幸

委員長ね、人事に限って質問するんですか。

○委員長

今回の報告事項が職員の懲戒処分に関してという報告事項でございますので、そこに関しての質疑ということでお願いをいたします。

○橋本祐幸

懲戒処分に関して私は今言っているわけで、板橋区が誇りにしてきた、その責任者であったのか、責任者でなかったのかわからない職員が懲戒処分をされたということですから、この職員の方が板橋区の衆望を担ってやってきたということは事実なんじゃないかな。これはどなたがお答えになりますか。

○総務部長

ご案内のとおりこの事業につきましては、板橋近辺だけではなくて、全国的に非常に評価されているものだと思っておりますし、20数年来やってきた話でございます。これは板橋区民も誇りにしておりましたし、私たち行政に携わる者としても、非常に板橋の環境のよさ、環境政策に対する熱意をあらわした一つの象徴として捉えていったところでございます。

ただ、今般その中で、それに中心的に携わっていた職員にこのような処分をせざるを得なくなったということは、管理責任も含めて、または区民、あるいは全国のホテルを愛する人たち、環境に対して一生懸命汗を流している人たちに大変申しわけなかったと思いますし、これについては、先般から出ておりますけど、これで終わりということではなくて、まだまだ途中でございます。しっかり分析をいたしまして、かような処置をさせていただきたいと思っております。

○橋本祐幸

今の総務部長の答弁でいきますと、これで終わりではないということですね。当然板橋区としても、管理責任も問われていかなければならないと。こういうことではないかと、このように思うんですが、もう一回そのことを念を押しておきたいと思えます。

○総務部長

今、委員ご指摘のとおり、これで終わりではございませんので、板橋区全体の管理責任を含めて、しっかり総括をしないといけないと思っております。

○橋本祐幸

それから、もう一つお聞きをしておきますが、警視庁捜査二課に対して調査の依頼をしたのは板橋区なんですか。

○人事課長

内容については、捜査の過程でございますので言えませんけれども、私どもが相談に出向いたというところです。

○橋本祐幸

大事なことでちょっとお聞きをしておくんですが、所轄の署に依頼をしたのか、あるいは捜査二課に依頼をしたのか、どちらですか。

○人事課長

一義的には所轄のほうに相談してございます。

○橋本祐幸

そうしますと、これはまだまだ発展する要素があるわけですね、調査の次第では、あるいは調査が終了したのかどうか、その辺はいかがなんでしょうか。

○人事課長

適宜私どもも警察のほうとの意見交換をしていますけれど、捜査が終わったというような具体的な話は聞いてございません。

○橋本祐幸

じゃあ、板橋区に分限処分じゃないけど、職員に対する処分は終わったけども、まだこれを事件性としてまだまだ継続して残ってくるんだというふうに解釈をしてよろしいのか、まだ終了ではないんですかと。処分は終わった、職員としての処分は終わった、その辺はいかがですか。まだ処分も変わる可能性があるんですか。その捜査の発展次第では。

○人事課長

職員の処分に関しては、一度処分を行った者に対して、再度処分を行うことはありませんので、これは変わることはございません。

あと、警察の捜査の状況ですけど、これは警察のほうの状況ということで、私どもにもお知らせいただけない部分もありますので、この場ではお答えできません。

○橋本祐幸

その処分は一事不再議の原則ということですね。これが変わることはありませんよと。そういうことですね。わかりました。
以上です。

○委員長

それでは、ほかの委員の質疑が終了しましたので、さらに質疑がありましたら挙手願います。

○松崎いたる

ごめんなさいね、あともう少しで終わりますからね。
さっき犯罪になるかどうかという話が出たので、その辺、私も興味があるところなんですけど、今回問題になっているA事業者とD事業者というのが、実際にハチを販売したり、工事を受注して工事を施工したということになっています。

ちなみにいうと、石川県の公社とか出てきた宗教法人Eというのは、これは有名な鎌倉の神社なんですよ。だから、そこもそんなに悪いというかな、あれじゃないと思うんだけど、問題なのはこのA事業者とC町で工事を実施したD事業者なんですけど、例えばA事業者についてはね、私もこの代表の方から名刺をいただいたことがあるんです。皆さんのところにも行ったと思いますよ。ホテル館残してくれと言うんで、各会派に陳情に来た女性です。そのときにもらった名刺なんです。そのときは気がつかなかったんだけど、ここでA事業者代表という名前があって、肩書がホテル再生環境アドバイザーと在来種マルハナバチ飼育というのが肩書のところに書いてある。住所がさっき人事課長も言ったけど、ホテル館の住所なんですよ、高島平四丁目21番地1号という。だから、ホテル館の中に事務所があって、名刺もホテル館の住所で名刺つくっているんです。

問題というか、しかも極めつけは、後ろに英語のあれがあるんだけど、図柄がここに阿部組というステッカーをデザインした名前だと。自分は阿部組の一員ですよというようにことをアピールする名刺になっているんですよ。千社札のデザインで、阿部組の千社札を名刺の中に刷り込んでいる、こういう名刺を配って、だから、これもらったほうはA企画って企業名書いてありますけど、実態はこれ免職になった職員と一緒にホテル館で仕事をしている人だということを示されている名刺なんですよ。

私言いたいのは何かということ、一体じゃないのと。懲戒免職になった職員と日常ふだんに一緒に付き合いがあって、一体で行動していたということじゃないかということと、あとD事業者についても、これは大山東町に住所があるんだけど、住所といっても事務所ではないんですよ。マンションの一室がD事業者の所在地になっているんですけど、近所だからっていうわけじゃなくて、もう一つこの元職員とのつながりと言えば、同じ茨城大学つながりで、この免職になった職員は茨城大学で博士号を取っているという関係があって、このD事業者というのは茨城大学の同じゼミというかな、学部のある学生さんたちのOB・OGが集まって、茨城大学のベンチャー企業というのが売りの企業であって、さっきも言ったけど、技術責任者、共同開発者が免職になった人と。だから、マルハナバチとかホテルのせせらぎとかナノ銀除染とか、そういうものを一緒になって事業しているという会社。

これ、だから、もう一つついでに言うと、ホテルを守れって言って区役所の前でテラ

シをまいて、広聴広報課の人は知っていると思うんだけど、部長課長の本名書いてあるから、これやめてくださいと言ったと思うんですけど、そのときに一番ビラまかせると言って抗議をしていたのがこのD事業者の女性の社長なわけですよ。私はね、この名刺もらったときもそんなんだけど、最初はね、ホテル館を純粋に残してほしいと。ホテルが好きなたちだと思って話を聞いて、マルハナバチの話もホテルの土をつくるときに、ハチがフェロモンを出して、それが抗菌効果があるという話、信じていたから、それはすばらしい研究ですねと言って大喜びして話聞いて、それが高島平新聞に載っちゃったりなんかしてやっていたんだけど、だけど、そういうふうにはホテルのためにといってハチを飼っていますって言う人が、実はそのハチでもうけていたと。事業化していたと。ホテルを守ってくださいって言ってビラをまいてやっていた人が、実はホテルのせせらぎで工事を受注して、またこれももうけの仕事にしていたという、利害関係がある人が中心になってホテル館を守れて言っていたのかということを知って、私は本当愕然として、何か純粋に命を守れているんじゃないかと、自分たちが職業というか、利益を得ていたそのもとを断つなという話でやってきたというのを本当に許せない。

演説が長くなったんで質問しますけど、要はきょうの高島平新聞にも、阿部氏板橋区提訴へ、金銭授受はない、懲戒免職は不当って、こういう見出しになっている。これが今、免職になった職員の主張の中心ですよ。お金は受け取っていないと。金銭授受はないと言い張っているんだけど、あったらこれも即贈収賄でアウトですよ。便宜供与まではかっているんだから。あとは金銭授受、そういうところでも、彼は一生懸命金銭授受はないということで、皆さんに配った資料もそういう格好にはなっているんですよ。ハチでお金を受け取ったのはA事業者、C町のせせらぎづくりでお金を受け取ったのはD事業者というふうな表面上はなっているんだけど、実態は私言ったように、ホテル館と一緒にボランティアスタッフと称して一緒に免職になった人と働いていた人たち。ついでにいうと、鍵の受け渡しの話も出ていたけど、それぐらいべたべたな関係があった人たちが、あるときはA事業者、あるときはD事業者と名前を変えたり、あるときはボランティアスタッフというふうに変えたりとかいうふうになっていたということになれば、私はこれA事業者、D事業者にお金が渡ったってことは、もっと深めてこの当該職員と一体であったということも、もっともっと調査を尽くすべきだと思うんですけど、ご見解はいかがですか。

○人事課長

金銭の授受はないとご本人はおっしゃっています。区の調査の限界と申しますけれど、やはり金銭の流れについては、いろんな銀行とか、いろんな関係のところを職権をもって確認しなくちゃいけないという部分でいうと、ここはちょっと私どもではできない部分なのかなとは思っています。非常に疑惑が残るところもありますけれど、今のところ明らかになったのは今回、処分で明らかにさせていただいたものでございます。

○松崎いたる

そうなっちゃうとね、もう免職したから、区とは関係ない人といえ関係ない人なので、そういう職権が使えないということはそのとおりだと思うんですけど、ただ、まだまだ黙っておくわけにいかない事件があるんです。

受託事業者のむし企画って言うところがありますよね。これは名前出してもいいと思うんだ、区の正式な受託事業者だから。その受託事業者は1,400万で契約を請け負って、4月からの契約で、1月末で契約を打ち切ったから、2月、3月というのはお金払っていないから、1,400万丸々じゃなくて、1,000万円ぐらいはもう既に渡しちゃった後なんだけど、ただ、受託、ホテルを飼ってくださいって言う委託をしたのに、今その成果物であるホテルの幼虫が出てこないという事態ですので、じゃあ一体お金何に使

たのかというところは、説明を我々は受けていないんですよ。その説明はちゃんとしてくれないと困るんです。ひょっとしたらね、さっきハチが余りにも多かったという話があるけれど、ハチを飼うのに一生懸命でホテル飼う暇がなかったということも、私想像はしているんです。あと、ホテルのせせらぎづくりだって、全国各地飛び回っていますからね、そんなことをやっていたら、やっぱり日常的にホテルの面倒見られるのかなというのには素朴な疑問です。

ですから、今回の懲戒理由と、例のホテル2万匹がどっか行っちゃったという話は、決して私は無縁ではないと思うんですよ。やっぱりそのハチを飼う費用にしたって、当座のお金が区の委託料である1,200万円から出資されていたとしたら、これまた大事です。これも本来ならあり得ないことなんだが、なぜ疑うかというところ、さっき言ったように、いろんな会社の事業者がボランティアスタッフとして鍵まで預かって出入りしていたという実態があります。当のむし企画の従業員、アルバイトが誰であったかというのも明らかになっていません。誰が実際にホテルの世話をしていたかなんて、氏名も明らかになってない。そういう実態の中で、誰がじゃあハチを担当して、誰がホテルを担当していたか解明されていないんです。当然ハチの飼育にかかわるところで、むし企画のアルバイトが手伝っていたとか、あるいは共通する資材とかあったりしたら、ハチのために区は1,400万円も出したという部分もあるかもしれない。これは当然疑うに足る状況だと思います。きちっと私はそのむし企画に払った1,400万円の使途も含めて、区民的に一番関心があるのはホテルがどこに行ったのかという話です。2万匹のホテルが2匹しか見つからなかったということもどこのどこまで究明するかと。これも外せない話です。これは懲戒理由にはなりませんでしたが、その話をもっともっと解明をしなきゃなりません。もちろん今回の懲戒だけで終わらない話がいっぱいあるわけです。

ですから、最後聞きたいのは、今後どうやって調査を進めるのか、警察というのもあるかと思いますが、警察は犯罪にならなければ立件はしません。ただ、区民的にはそれではおさまらないところはあります。どういうことでこんなことが行われたかということについては、これは区がやらなきゃいけない。ただ、もう当人はもう区の職員ではなくなっちゃったという状況下で、板橋区として今後どういうふうには調査を進めていくのかというのをまずお聞きします。

あともう一個残っていますけどね。

○人事課長

今回処分事由以外にも疑義がある点というのはまだあると思ってございます。その1つが、今、委員がおっしゃられた委託業務に関する事です。その委託業務に関する事については、本来の委託目的どおりに履行されていたのかどうか、あるいは被処分者の委託事業への関与があったのかどうか、あるいは委託経費の使途、あるいは使途用途が適切であったか、そういったものは調査を重ねる必要があると思います。

もう一点が、きょうの委員会の中でもお話がありましたけれど、数社の営利企業のホームページに名前が記されておりました。一部の業者さんについては、ご本人は勝手にホームページに載せられたということで、そういうことは業者さんから申し出て、ホームページに私どもが勝手に載せたんだと、そういう弁明もあるものはあります。ただ、それ以外のものもありますので、そういったところをしっかりと確認していきつつ、金銭の授受があったかというのも確認できればいいのかなとは思っています。

それと、一番関心事なのがホテルの個体、幼虫だと成虫の累代飼育に関する事というところは、本当に持ち込まれたのかどうかという話はわかりませんが、やっぱり区民の環境学習にふさわしい場でなくてはならないという部分がありますので、そこは疑義を取り払わなくちゃいけないと思っていますので、そこは調査をしっかりとまた続けるんだろなとは思っております。それ以外に特許の関係だとか、施設鍵のこと、あと施設の私的利用がなかったかどうかと。もう一つはこの調査の過程で、一番問題になった管理監督体制というのが適切だったかと。そういったものを含めて、まだまだちょっと宿題が残されているところがあると思っています。

○松崎いたる

ちょっと私最後にちょっと提案というか、お願いも含めてですけど、1つは教育委員会事務局の事件のときには、再発防止委員会というのが立ち上がりました。今回もそれに相当する事案だと思いますので、そういった内部の調査委員会というのを立ち上げていただきたいなということと、あと同じく教育委員会の事務局の事件のときには、区長からの要求監査というのが行われました。今回の受託事業者との関係でいうと、監査委員が隣にいるから言いにくいけど、全く監査がなされた形跡がないのかな、従業員の名前もわからないというのは、そういう事態だと思うんですよ。ですから、やっぱりもう一回監査の権限で、この受託事業者への実態をつかんでいただきたいということ。

最後3つ目は、我々区議会の場合として、やっぱり当該の職員や関係の事業者から区議会としてもお話を聞きたいところなんです。今回も我々区側はこういう懲戒処分をいって、これこれこういう理由でしたというけど、一方では、向こうは記者会見を開いて、いや、これは違う、あれは違うということで、どっちもどっちというような状況になっちゃっているんで、やっぱりきちんと部長や課長やいるところで、当該の人を呼んで、議会としても質問をさせていただく調査をするという機会は、私はどうしても必要だと思うんです。

そこで事務局にお伺いしますが、そういったことが議会としてやるとしたら、どんな手続というか、どんな方法があるのか、最後教えていただければと思います。

以上です。

○人事課長

事故調査委員会の発足についてでございますけれど、今ちょうど被処分者のほうが訴訟を起こすということで、そういうような段階にありますので、ちょっとその段階にはまだないのかなとは考えてございます。

○監査委員事務局長

今のお話ですと、区長からの要求監査というのが過去にあったことがあるということでしたので、それはこちらからどうこうということではないですけども、もしそういう要求というのができれば、それはしっかりと確認した上で、必要に応じて監査を行うことになると思います。

○区議会事務局次長

委員会として調査をする機会といたしまして、まず、調査または審査のために必要があると認める場合には、参考人の制度によることが考えられると思います。この参考人制度につきましては、地方自治法により規定がなされておりまして、委員会に関しましては、委員会条例でも規定がござります。

ただ、当該委員会におきまして、参考人を招致する目的となる付議事件、そういったものが付託されているかどうかというような前提条件もござりますし、また、参考人を招致するには委員会において全会一致で決定するという手順も必要となってまいります。

○委員長

本件につきましては、この程度でご了承願います。

○委員長

以上で企画総務委員会を閉会いたします。